

V-High マルチメディア放送を行う 移動受信地上基幹放送の 業務申請マニュアル

平成 23 年 7 月 28 日



総務省

V-High マルチメディア放送を行う 移動受信地上基幹放送の業務申請マニュアル

【 目 次 】

	ページ
第一編 申請要領	1-1
1 はじめに	
2 申請受付期間	
3 申請受付場所	
4 申請対象周波数（申請枠）	
5 申請に当たっての留意事項	
第二編 申請書の記載について	2-1
第三編 関係法令集	3-1
認定申請に係る Q&A	4-1

第一編 申請要領

1 はじめに

この「V-High マルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務申請マニュアル」は、平成23年8月3日（水）から同年9月2日（金）まで移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請を受け付ける、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送であって、207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して行うマルチメディア放送（以下「V-High マルチメディア放送」という。）に係る当該申請の手続きについて解説するものです。

2 申請受付期間

平成23年8月3日（水）午前9時30分から同年9月2日（金）午後6時15分まで

※1 上記期間外の申請については理由の如何を問わず一律に受付を拒否することとなりますので、ご注意ください。

※2 郵送による場合には、下記3に示す申請受付場所に送付してください（上記期間内必着をお願いします）。

3 申請受付場所

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 地上放送課

（お問い合わせ先）

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5779

電子メール mulme-broadcast/atmark/soumu.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

4 申請対象周波数（申請枠）

	セグメント領域	セグメント数	認定数	中央の周波数
①	13セグメント形式のOFDMフレーム	13	1	210.428MHz 又は216MHz
② 注1	13セグメント形式のOFDMフレーム	7、8、9 又は10	1	210.428MHz 又は216MHz
③ 注1、注2	13セグメント形式のOFDMフレーム	1、2又は3	1以上 6以下	210.428MHz 又は216MHz
④	1セグメント形式のOFDMフレーム	1	7	219MHz、219.428MHz、 219.857MHz、 220.285MHz、 220.714MHz、 221.142MHz 又は221.571MHz

注1 ②及び③に係る申請者は、基準セグメント数（放送法施行規則第61条第3号に規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

注2 13セグメントから、②に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受ける者が使用するセグメント数を除いたセグメント数を上限とする。なお、当該セグメント数は6を上限とする。

注3 ①、②及び③の申請枠はいずれか1つにしか申請を行うことができない。

5 申請に当たっての留意事項

① 申請書類の提出部数については、以下のとおりとしてください。

	正本	写し
I 移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書 (放送法施行規則 別表第6の3号)	1部	1部
II 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書 (放送法施行規則 別表第7の3号)	1部	1部
III 事業収支見積書 (放送法施行規則 別表第8号)	1部	1部
IV 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力 (放送法施行規則 別表第9号)	1部	1部

② 申請の内容については、今後、必要に応じて、申請者に対して事前に確認の上、公表する可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

- ③ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の電子メールアドレス及び緊急連絡用の電話番号の登録をお願いします。申請受付後に、申請内容に関するヒアリングの対応をお願いすることがありますので、確実に連絡・対応が可能な体制の構築をお願いいたします。
- ④ 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は認められません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項の訂正や、補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別に御相談ください。
- ⑤ 審査に必要な添付書類であって、このマニュアルに特に定めがないものについては、必要に応じて、例えば「補足説明書」など適宜の表題を付して、適宜の様式により申請書に添付して提出してください。
- また、審査を行うに当たって必要があると認められる場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑥ 仮に、申請受付期間中に、申請希望者の皆様に対し公平にお知らせすべき追加の情報が発生した場合には、必要に応じて総務省「電波利用ホームページ」の「情報流通行政局地上放送課からのお知らせ」に掲載しますので、適宜お役立てください。
- (参考) <http://www.tele.soumu.go.jp/j/joh/index.htm>

第二編 申請書の記載について

1 共通事項

① 今回の申請において提出が必要となる項目は以下のとおりです。

事項名	ページ
	記載要領
I 移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書 【放送法施行規則 別表第6の3号様式】	2-4
II 事業計画書【放送法施行規則 別表第7の3号様式】	2-23
別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額	2-25
別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法	2-26
別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数	2-27
別紙(4) 100分の33.3333を超える議決権を有する者に関する事項	2-28
別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.3333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	2-30
別紙(6) 役員に関する事項	2-32
別紙(7) 放送番組の編集の基準	2-33
別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画	2-33
別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項	2-34
ア リアルタイム型放送番組表	2-34
イ 蓄積型放送番組表	2-36
ウ 全体の放送番組表	2-37
エ 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等	2-40
別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項	2-41
別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	2-42
別紙(12) 災害放送に関する事項	2-43
別紙(13) 将来の事業予定	2-44
別紙(14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	2-45
III 事業収支見積【放送法施行規則 別表第8号様式】	2-46
第1 見積表	2-46
第2 見積の根拠	2-49
第3 放送番組の主たる利用見込者	2-50
IV 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力 【放送法施行規則 別表第9号様式】	2-56

② 申請書類は、放送法（昭和25年法律第132号）第93条第3項、放送法施行規則（昭和25年

電波監理委員会規則第 10 号) 第 64 条、第 65 条、別表第 6 の 3 号、第 7 の 3 号、第 8 号及び第 9 号の規定に準拠することが必要です。本マニュアルをよく読んで記載してください。

- ③ 各資料の用紙は、原則として、日本工業規格 A 列 4 番の用紙としてください。
- ④ 各資料に記載する比率等の数値は、原則として、小数点第 2 位を四捨五入とし小数点第 1 位まで記載してください。
- ⑤ 各項目において、様式等により具体的な記載方法等が定められておらず、比較的自由な記載をお願いしている部分については、その内容についてできるだけ具体的な根拠の記載や裏付けとなる資料等の添付をお願いします。根拠等が薄弱な内容については、審査において考慮されない可能性がありますので、あらかじめご承知おき願います。
- ⑥ 申請書類に記載した内容は、公表することがあります。ただし、経営上の秘密に該当する内容がある場合には、その扱いについて申請者と相談させていただきますので、どの情報が経営上の秘密に該当するのかが分かるように示した上でその旨をご記載ください。
- ⑦ II 事業計画書（放送法施行規則 別表第 7 の 3 号様式）別紙(7)から(12)までの事項について、個別の記載項目について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてわかるように記載してください。

⑧ 本マニュアルにおいては、以下の用語を使用しております。

用語	意味
認定方針	「平成23年8月3日から同年9月2日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）の業務の認定に係る方針（平成23年総務省訓令第35号）」をいう。
13セグメント領域	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームをいう。
1セグメント領域	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームをいう。
大規模枠	認定方針第2条第3項の表①の申請枠を指す。13セグメント領域の13セグメントの区分。
中規模枠	認定方針第2条第3項の表②の申請枠を指す。13セグメント領域の7、8、9又は10セグメントの区分。
小規模枠	認定方針第2条第3項の表③の申請枠を指す。13セグメント領域の1、2、又は3セグメントの区分。

2 法令上の記載事項

I 別表第六の三号(第 64 条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 3 項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注 1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注 2)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数(注 3)	
業務開始の予定期日	
放送事項(注 4)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注 5)	
欠格事由の有無(注 6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 1 法第91条第 1 項の規定による基幹放送普及計画の「第 3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「移動受信用地上基幹放送(207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用するデジタル放送)ーマルチメディア放送」

注 2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注 3 セグメント連結伝送方式による移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
 使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
 伝送方式 セグメント連結伝送方式
 セグメント数 基準10セグメント
 搬送波の変調の方式 16QAM
 誤り訂正率 1/2

注4

- (1) 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

- (2) 放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。）の有無について、次の記載例に従って記載すること。

(記載例) 成人向け番組の有無：無

- (3) 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立つ場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

注5 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

- (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

- (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。

- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第 111 条第 2 項第 2 号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注 6 法 93 条の 13 第 1 項第 6 号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

具体的記載例【別表 6 の 3-(1)】

移動受信用地上基幹放送業務認定申請書

平成 23 年 ●月●●日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
 住所 東京都千代田区霞が関 2-1-2
 (ふりがな) しんせだいほうそうかぶしきかいしゃ
 氏名 新世代放送株式会社
 (ふりがな) 代表取締役社長 丸芽 礎 富 人 印

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 3 項の規定により申請します。

基幹放送の種類	移動受信用地上基幹放送(207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用するデジタル放送—マルチメディア放送)
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注 2)	株式会社ジャパン・モバイルキャスティング
希望する放送対象地域	全国
希望する周波数(注 3)	別紙 1 のとおり 具体的記載例【別表 6 の 3-(2)】
業務開始の予定期日	平成●●年●●月●●日
放送事項(注 4)	別紙 2 のとおり 具体的記載例【別表 6 の 3-(3)】
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注 5)	別紙 3 のとおり 具体的記載例【別表 6 の 3-(4)】
欠格事由の有無(注 6)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

具体的記載例【別表6の3-(2)】

(13セグメント領域の使用を申請する場合の記載例)

別紙1

中央の周波数 210.428MHz又は216MHz
使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準10セグメント
搬送波の変調の方式 QPSK、16QAM
符号化率 1/2、2/3

(1セグメント領域の使用を申請する場合の記載例)

別紙1

中央の周波数 219MHz、219.428MHz、219.857MHz、220.285MHz、220.714MHz、221.142MHz 又は 221.571MHz
使用するOFDMフレーム 1セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 1セグメント
搬送波の変調の方式 QPSK、16QAM
符号化率 1/2、2/3

具体的記載例【別表6の3-(3)】

別紙2 放送事項

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

成人向け番組の有無：無

なお、本件申請に係る放送番組は、放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行うものである。

具体的記載例【別表6の3-(4)】

別紙3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

1. 移動受信用地上基幹放送（V-Highマルチメディア放送）の安全・信頼性に関する技術基準

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」のうち、審査の対象となる設備（提出資料に記載を要する設備）は、番組送出設備、中継回線設備に分類される。
- ・番組送出設備：放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第11号より）。
- ・中継回線設備：番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備の間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波により中継を行う場合は、その受信設備を含む。）又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第14号より）。
- ・これらの設備に含まれる装置等の例を表1-1に示す。

表1-1 放送設備の分類及び含まれる装置等の例

放送の種類	番組送出設備※ ¹	中継回線設備
マルチメディア放送	<ul style="list-style-type: none"> ・送出マトリクス※² ・エンコーダ※³ ・多重化装置※⁴ ・送出管理装置※⁵ ・基準信号発生装置※⁶ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備から放送局の送信設備間の回線

※1. スタジオ設備は含まない。

※2. 送出する番組の素材を切り替える機能を有する装置。

※3. 映像、音声等の信号を MPEG-2 Video、MPEG-2 Audio AAC 等の方式に符号化する機能を有する装置。

※4. 符号化された映像、音声等の複数の信号を多重化する機能を有する装置。

※5. 放送番組の送出スケジュール等を管理し、主として番組送出を制御する機能を有する装置。

※6. 機器の同期をとるためのクロック信号を発生させる装置。

- ・必要書類は、申請対象の放送設備（番組送出設備又は中継回線設備）に関する系統図等の図面及び安全・信頼性の技術基準への適合状況の確認表のほか、審査対象の放送設備において損壊又は故障（以下、損壊等という。）が発生した際の放送ネットワーク全体への影響及び他の放送設備の損壊等による当該放送設備への影響を確認する観点から、番組送出設備から申請対象の放送設備までの放送ネットワーク全体の構成等を記載したものとする。
- ・以上の基本的な考え方にに基づき「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に関する書類は、1-1～1-3の要領に基づき作成する。

1-1. 放送ネットワーク構成及び審査に係る電気通信設備の範囲・構成

- 放送法の規定に基づく移動受信用地上基幹放送の業務の認定を申請する際には、番組送出設備から免許を申請する放送局の送信設備までの電気通信設備の構成図（ブロック図）を作成する（図1-1参照）。

基幹放送事業者の業務の認定を申請する場合

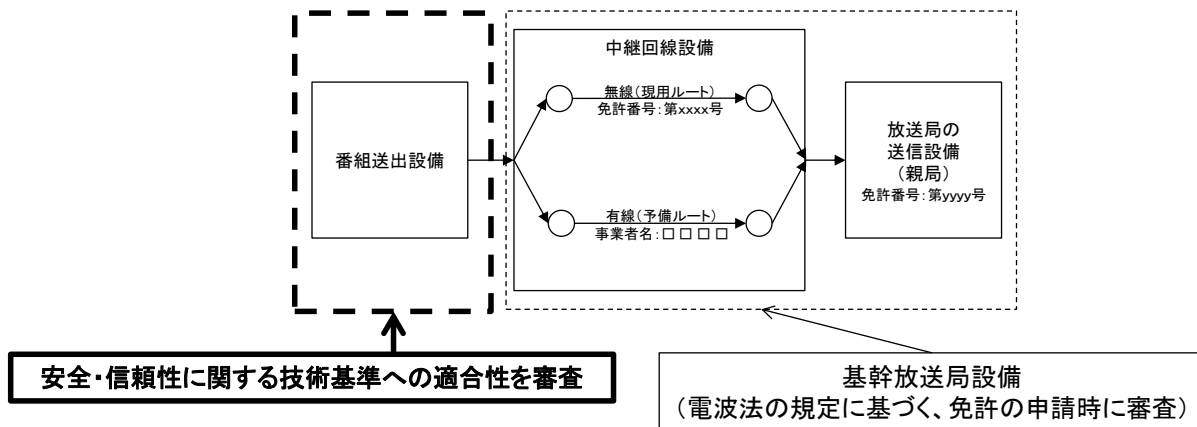


図1-1. 放送法の規定に基づき基幹放送事業者(基幹放送設備に番組送出設備を含み、中継回線設備を含まない場合)の業務の認定を申請する際における電気通信設備の構成図の記載例

【図1-1の記載のポイント】

- 放送法の規定に基づき基幹放送事業者の業務の認定を申請する際には、基幹放送設備の範囲を明記する。
- 例えば、基幹放送設備に番組送出設備を含み、中継回線設備を含まない場合においては、番組送出設備について、安全・信頼性に関する技術基準への適合性を審査する。
- 番組送出設備から放送局の送信設備に至るまでの番組中継の流れ(中継回線設備の構成)について、無線(マイクロ)、有線、放送波中継の別を明記するとともに、現用ルートと予備ルートがある場合には、これを明記する。
- 申請対象の放送設備を示すブロックを明記する。
- 既に免許発行済又は認定済の放送設備がある場合には、該当するブロックを明記するとともに免許番号又は認定番号を付記する。
- 中継回線設備について、他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、該当するブロックを明記するとともに当該事業者名を付記する。

1-2. 番組送出設備

- 安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、後述する系統図において番組送出設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙1表により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。
- 「レ」と記入した具体的対策については、様式2により、実際に講じられている措置の内容を記載する。
- 番組送出設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する（図1-2-1参照）。

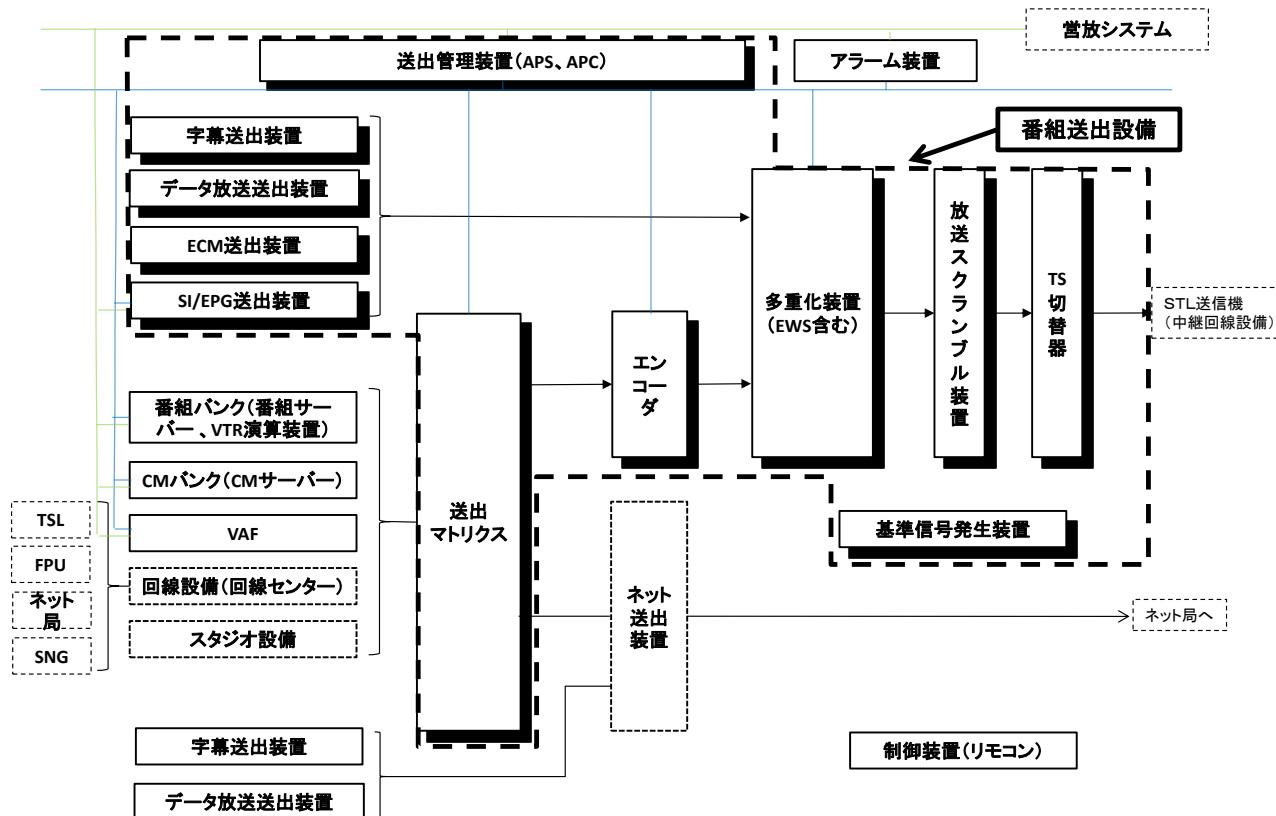


図1-2-1. 番組送出設備に関する系統図の記載例

【図1-2-1の記載のポイント】

- 予備機器等の設置状況を明記すること。
- 下記事項に留意の上、番組送出設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - 番組を制作するための設備（番組バンク、CMバンク、VAF、回線設備、スタジオ設備等）と番組送出設備の分界点（送出マトリクス等の入力端子）。
 - 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（STL送信機、光端局装置等）の入力端子）。

- ・番組送出設備の電源設備について電源系統図を作成する（図1-2-2参照）。

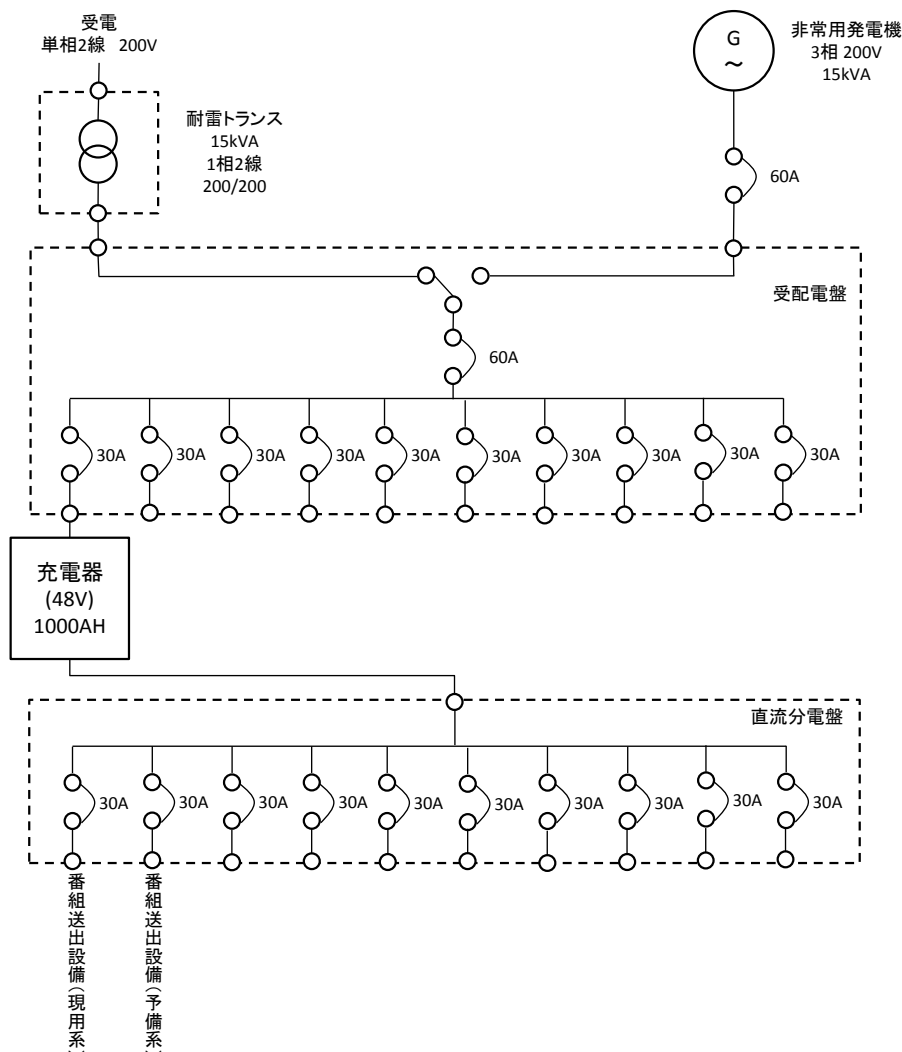


図1-2-2. 番組送出設備に関する電源系統図の記載例

【図1-2-2の記載のポイント】

- ・番組送出設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備の容量を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。

1-3. 中継回線設備

- 安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、後述する系統図において中継回線設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙1表により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。
- 「レ」と記入した具体的対策については、様式2により、実際に講じられている措置の内容を記載する。
- 中継回線設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する（図1-3-1、1-3-2参照）。
- また、他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、本図面を含む後述の図面（図1-3-1～図1-3-4）及び様式1、2に代え、当該電気通信設備について、別紙1表により講じるべき措置の項目を確認の上、様式1において具体的な措置例として記載された事項が講じられ、技術基準に合致していることが確認できる契約書の写し等の書類を作成する。

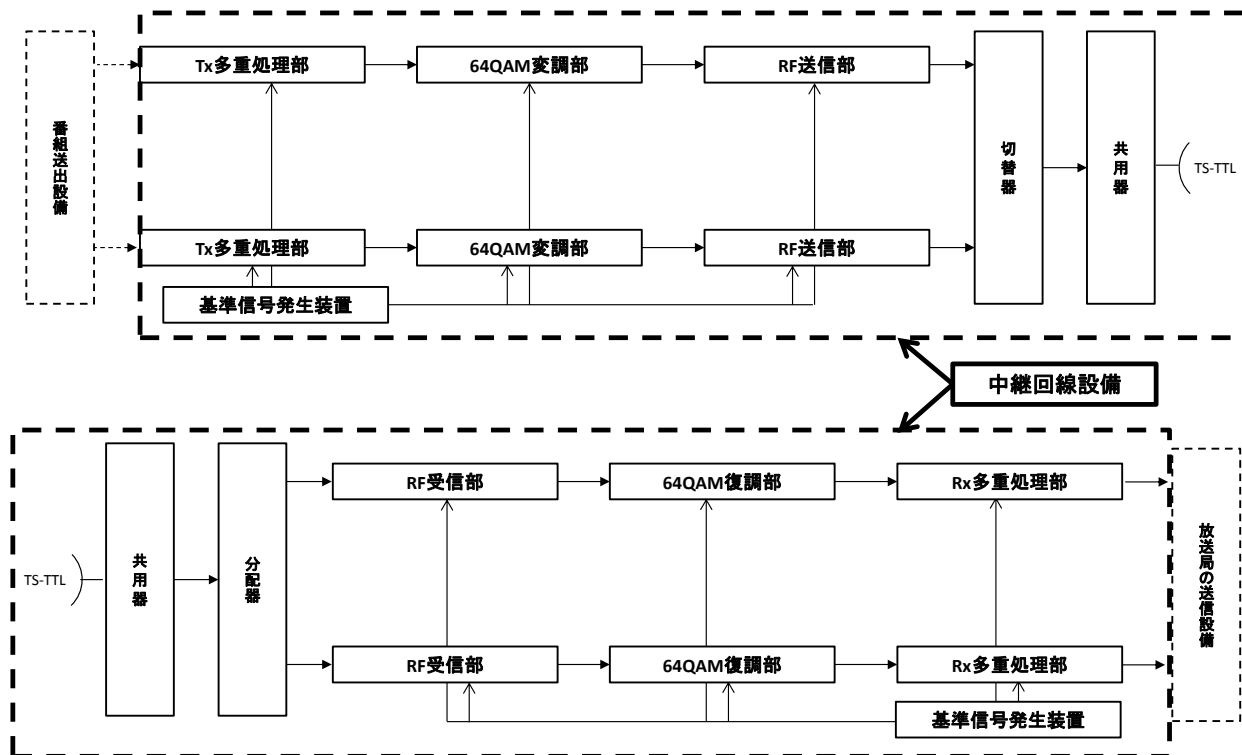


図1-3-1. 中継回線設備(TSによる無線伝送の場合)に関する系統図の記載例

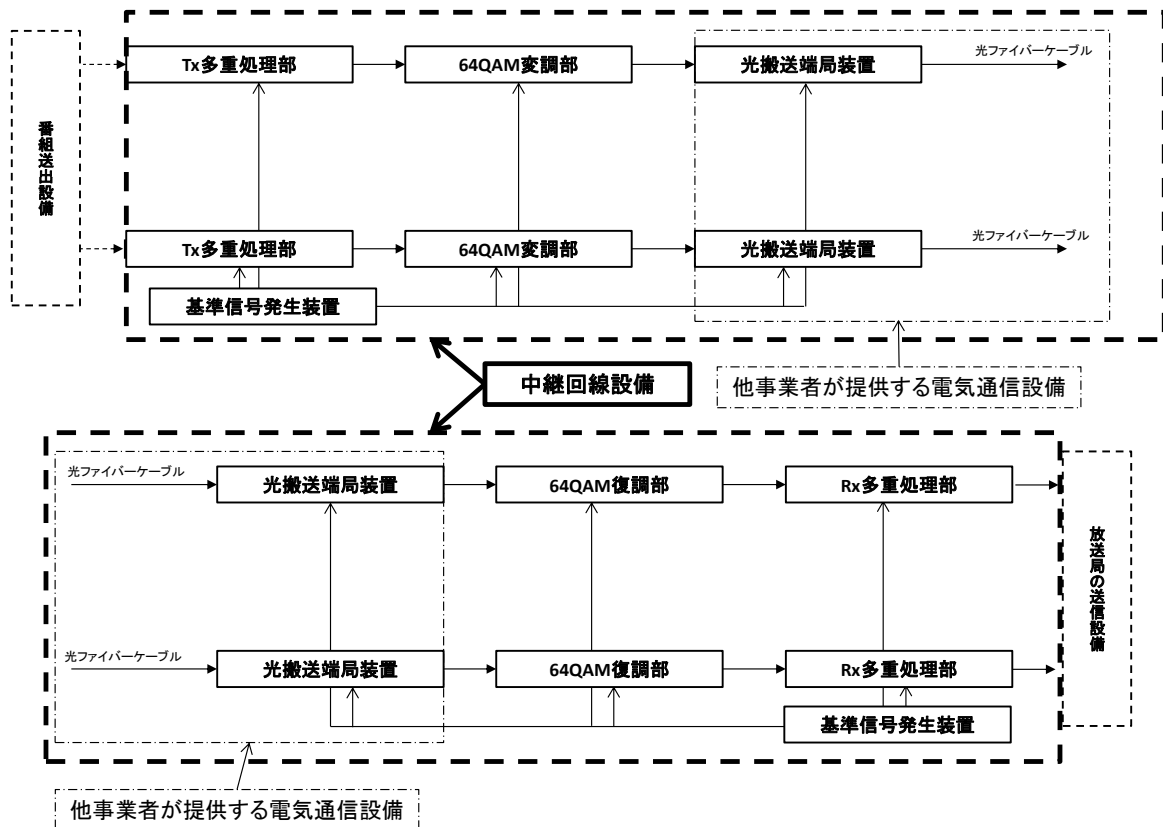


図 1-3-2. 中継回線設備 (TS による有線伝送の場合) に関する系統図の記載例

【図 1-3-1、1-3-2 の記載のポイント】

- ・ 予備機器等の設置状況を明記すること。
- ・ 下記事項に留意の上、中継回線設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - ・ 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（STL送信機、光端局装置等）の入力端子）。
 - ・ 中継回線設備と放送局の送信設備の分界点（放送局の送信設備を構成する装置（送信機）の入力端子）。
- ・ 他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、当該電気通信設備と申請者の保有する設備との分界点。

- ・中継回線設備の電源設備について電源系統図を作成する（図 1 - 3 - 3 参照）。

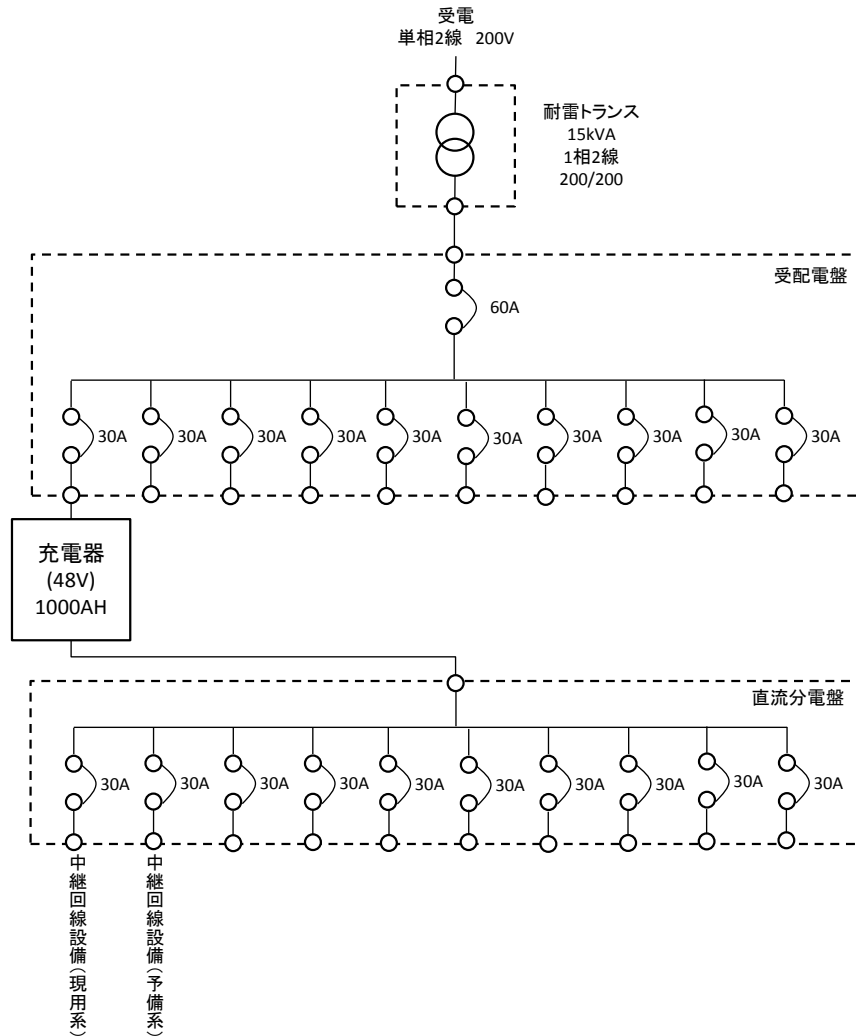


図 1 - 3 - 3. 中継回線設備に関する電源系統図の記載例

【図 1 - 3 - 3 の記載のポイント】

- ・中継回線設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。

2. 移動受信用地上基幹放送の品質に関する技術基準

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」について、様式3により当該設備が準拠する送信の標準方式の種類について、チェック欄に「レ」と記入する。

表 V-Highマルチメディア放送に係る措置と対象設備

措置項目		番組送出設備	中継回線設備
大項目	小項目		
(1) 予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○
(2) 故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○
	② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知		
(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	※
	② 応急復旧機材の配備	○	※
(4) 耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	※
	② 設備構成部品に関する地震対策	○	※
	③ ①、②に関する大規模地震対策	○	※
(5) 機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○
	② 電源供給状況の確認	○	○
(6) 停電対策	① 予備電源の確保	○	※
	② 発電機の燃料の確保	○	※
(7) 送信空中線に起因する誘導対策	電磁誘導の防止	○	※
(8) 防火対策	火災への対策	○	※
(9) 屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止		※
	② 公衆による接触の防止		※
(10) 放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	※
	イ 屋内設備の動作環境の維持	○	※
	ウ 立ち入りへの対策	○	※
	雷害への対策	○	※
(11) 耐雷対策			
(12) 宇宙線対策	宇宙線等への対策		○

※ 中継回線設備のうち、人工衛星に設置される放送設備については、措置を要さない。

様式1 移動受信用地上基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表

確認対象設備	チェック欄 (いずれかに「レ」と記入)
番組送出設備	
中継回線設備	

項番	具体的な措置例	チェック欄
(1) 予備機器等		
ア	番組送出設備及び放送局の送信設備を現用予備構成とする措置	
イ	送信装置を並列合成方式とする措置	
ウ	局間回線を二重化構成とする措置	
エ	中継回線設備を無線 (又は有線) 及び有線の2ルートで構成する措置	
オ	中継回線設備における終端装置 (光回線用端局装置等) について二重化構成をとり、いずれかに障害が発生してももう一方を使用して放送を継続する措置	
カ	番組送出設備について、番組送出設備に障害が発生し演奏所からの放送が不可能な場合に、送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置	
キ	中継回線設備について、中継回線設備に障害が発生した場合、公衆回線 (アナログ電話、ISDN、IP電話、携帯電話網) と音声変換装置 (コーデック) 等の組合せを利用して予備回線を構成する措置	
ク	限定的な地域を対象とする予備送信所を親局に係る放送局の送信設備と異なる場所に設置し、親局に係る放送局の送信設備が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続する措置	
(2-1) 故障検出 (損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知)		
ア	番組送出設備の損壊等を自動検出して、運用者に通報するアラームシステムを設ける措置	
イ	放送局の送信設備や中継回線設備の損壊等を自動検出して、演奏所の運用者又は運用を委託された事業者に自動通報するシステムを設ける措置	
ウ	無人運用時放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置	
エ	放送局の送信設備及びそれに対する受電装置等を電話回線を使用して遠隔監視し、状態を通知する機能を設ける措置	
オ	監視・制御所の設置又は委託業者による放送設備の集中監視及び運用者への通報を実施する措置	
(2-2) 故障検出 (やむを得ず (2-1) の措置を講ずることができない放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知)		
ア	電気店などに委託して、エアモニタリングを実施し、損壊等の発生時に運用者に通	

	知する措置	
(3-1) 試験機器の配備		
ア	試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置	
イ	メンテナンスを委託している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置	
(3-2) 応急復旧機材の配備		
ア	保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置	
イ	保守拠点において、通常想定される範囲の故障に対応する応急復旧のための機材(予備のケーブル等)を配備する措置	
ウ	保守拠点において、中継回線設備の損壊等の発生に備え、放送波による中継に切替えが可能な場合は、臨時にそれに切り替えて応急復旧するための機材を配備する措置 (注) 中継回線設備は放送波による中継が困難な場合に設置するものであるため、このような切替えは必ずしも一般的ではない。	
(4-1) 耐震対策(震度5弱程度の地震を想定した対策)		
ア	機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定する措置	
イ	機器ラックの揺れ及び転倒防止のため、L型金具、チェーン、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置	
ウ	機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類(外部導体が波形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等)を敷設する措置	
エ	装置架間にケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を設け、揺れによる引っ張りに対応させる措置	
オ	送信機出力部から空中線給電部間の信号線路に用いられる銅パイプ等の部材については、地震による破損を防ぐため、線路長に対して余裕を持った銅板及び網線の一部に挿入する措置	
カ	機器ラックに設置せず、置き台等の上に設置する機器については、L型金具、プレート金具、ベルト式固定器具等を使用して固定する措置	
キ	機器ラックに装置をねじ止め等により固定する措置	
ク	空中線の脱落を防ぐため、空中線の取付柱等に強固に固定する措置	
(4-2) 耐震対策(大規模な地震を想定した対策)		
ア	筐体等のアンカーによる固定に加え、連結又は揺れ止め等、より耐震性を高めた措置	
(5-1) 機能確認(予備機器の機能確認)		
ア	現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認(送信装置については擬似負荷装置を使用して確認)する措置又はアラームの有無で確認する措置	
イ	放送休止時間帯に、定期的に切替え試験を実施する措置	
(5-2) 機能確認(電源供給状況の確認)		
ア	法令に基づく保安規程により確認する措置	
イ	停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電盤、配電盤等に設置、又は計器を準	

	備して確認する措置	
ウ	データロガーによりメータリングを実施し、動作状況を確認する措置	
エ	常駐警備員等がメータリングを実施し、動作状況を確認する措置	
オ	放送休止時等に自家用発電機の試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施するとともに、その際、擬似的に停電及び故障状態を発生させて、故障検知センサの動作を確認する措置	
カ	定期的に受電設備、自家用発電機及び蓄電池の定期保守及び点検を実施する措置	
キ	故障及び異常を自動検出して、運用者に通報するシステムにより、動作を確認する措置	
(6-1) 停電対策（予備電源の確保）		
ア	非常用電源として自家用発電装置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置	
イ	自家用発電装置及び蓄電池装置を設置する措置	
ウ	購入電力を2系統受電とする措置	
エ	大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業者で共同配備する措置	
オ	商用電源の異常時において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置	
(6-2) 停電対策（発電機の燃料の確保）		
ア	自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要な容量とする措置（例えば、放送局の送信設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度要すると想定した場合、その間放送を継続するために必要な量の燃料を確保する。なお、確実に燃料補給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合などは、この限りではない。）	
イ	定期的に燃料備蓄状況の確認及び補給を実施する措置	
ウ	近隣の給油所等と燃料補給の契約をする措置	
(7) 送信空中線に起因する誘導対策		
ア	送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、非電導部材の使用、碍子による絶縁、接地線の敷設等により、電磁誘導による高周波電流の発生を防ぐ措置	
イ	送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、放送波（振幅変調信号）がそれらを構成する装置に侵入することにより電気回路の動作が不安定になったり、当該回路内での包絡線検波作用で発生する音声信号が混入するおそれがあるため、帯域遮断フィルタ等を侵入経路に適宜挿入し防止する措置	
ウ	空中線の近傍に設置するSTL空中線系については、帯域通過フィルタの設置を行い、影響を防止する措置	
エ	機器の低電圧回路、CPU回路等のインターフェース信号には、十分な送信波の電磁誘導対策（ノイズフィルタ等）を実施する措置	
オ	放送局の送信設備の大電力高周波部は必要に応じ二重扉とし、かつ、扉へ誘導する電流は確実に筐体側に流れるように接触片を取り付ける措置	

カ	送信局舎は当該局舎全体をシールド構造とし、筐体から発射される不要な電波が当該局舎外に漏れない構造とするとともに、監視制御装置（PC使用）室に個別シールドを設置し、空中線からの電波が当該局舎内に入り込まないように防止する措置	
キ	空中線までの屋外給電線に平行線を使用するとともに、屋内は全て同軸ケーブルを採用し、高周波誘導を最小に抑制する措置	
ク	送信空中線による電磁誘導作業による影響が及ぶ可能性は極めて低いため、措置は講じない	
(8) 防火対策		
ア	自動火災報知器、消火ガス（ハロンガス、CO ₂ 等）系自動消火装置、消火器等を設置する措置	
イ	建築物内、配管及び配線用空間内について、防火壁等による区画化又は石膏ボード等による間仕切りを行う措置	
ウ	放送設備の電源システムのショート等に起因する火災を防止するため、受電設備に当該電源システムを切り離すための保護継電器及び遮断器を設置する措置	
エ	内装材、建築材料、ケーブル等について不燃性又は難燃性のものを用いる措置	
オ	外部からの延焼を防止するため、RC（鉄筋コンクリート）局舎、CB（コンクリートブロック）局舎又は金属若しくはセメント板パネルを使用した局舎に放送設備を収容する措置	
(9-1) 屋外設備（空中線等への環境影響の防止）		
ア	水等に直接接触しないよう耐候性塗料による塗装や水の侵入を防ぐための防水テープ、防水ゴムパッキン等の防水加工を施し降雨等による錆を低減させる措置	
イ	風又は雪による空中線の損壊を防ぐため、通常想定される風圧又は積雪量に耐えられる強度を確保する措置	
ウ	腐食等に十分耐えられるよう、ステンレス、真ちゅう材、溶融亜鉛メッキ材等の耐候性部材を使用する措置	
エ	FRP素材等を使用した防雪カバーで覆うことで、空中線が直接雨、雪等に触れないようにする措置	
オ	屋外に設置される給電線等の消耗を定期的に視認する措置	
カ	寒冷地における屋外放熱器（水冷）には不凍液等による凍結対策を実施する措置	
キ	津波の影響を容易に受けないよう設置場所を選定する措置	
(9-2) 屋外設備（公衆による接触の防止）		
ア	送信空中線の適当な地上高を確保する措置	
イ	常駐警備員による巡回警備を行う措置	
ウ	敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置	
(10-1) 放送設備を収容する建築物（建築物の強度）		
ア	所要の強度や耐久性を確保できるよう、放送設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フレーム、筋交い、鋼材等）を施す措置	
イ	建物の構造を堅固なものとする措置（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計等）	
(10-2) 放送設備を収容する建築物（屋内設備の動作環境の維持）		

ア	放送設備を設置する機器室に空調設備、換気設備等を設置し、温度、湿度等を定格環境条件の範囲内に保つ措置	
イ	放送設備を収容函に納めることで、屋外環境の変化から保護する措置	
ウ	アスファルト防水、シート防水、塗装による塗膜防水等の防水処置を行う措置	
エ	吸排気設備における塵埃除去フィルタ、塩害防止フィルタ、デミスタ、外気ダンパ等を設置する措置	
オ	屋根、外壁等に防水施工を施す措置	
カ	放熱器を設置する措置	
(10-3) 放送設備を収容する建築物（立入りへの対策）		
ア	建築物、放送設備を設置している機器室並びに金属及びセメント板パネルを使用した局舎に入る扉への施錠、警備員による入退出管理又は防犯ブザーや監視カメラ等の設置を行う措置	
イ	他社ビルに放送設備を設置する場合、容易に立ち入れない部屋を借用し、鍵はビルの管理下とする措置	
ウ	常駐警備員による巡回警備を実施する措置	
エ	敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置	
オ	小規模な中継局の放送設備収容函に施錠する措置	
(11) 耐雷対策		
ア	送信装置等について、空中線整合器への狭帯域通過回路の設置による雷サージの低減、電力増幅器の分散、雷サージの検出による送信機出力の瞬断の設計等を行う措置	
イ	最短での接地線の敷設を行う措置	
ウ	受電部から侵入する雷被害を低減するために耐雷トランス又はアレスタを設置する措置	
エ	制御に使用する電気通信回線からの雷対策として、サージ吸収素子を取り付ける措置	
オ	演奏所における接地線の区分け（放送用電源と一般用電源など）により、落雷電流の回り込みを阻止する措置	
カ	避雷針等の避雷装置を設置する措置	
キ	地中深くに銅板、銅棒等の電極を埋め込むこと（深掘接地）により接地抵抗を低減させる措置	
ク	空中線の土台部分及び空中線とのインピーダンス整合装置に、空中線系から侵入するサージ電流等を放電させるためのボールギャップ（金属）又はカーボンギャップを設置し、送信装置本体への影響を防止する措置	
ケ	放送設備と局舎を等電位となるように接地する措置	

様式2 移動受信用地上基幹放送の安全・信頼性に関する実際の措置事項

[チェックした項目を記入]

[実際に講じられている措置の内容を記入。必要に応じて図面を添付する。]

《記載例1》

(1) 予備機器等 アについて

- ・ ●●装置を除き、全ての装置については、現用、予備構成。
- ・ ●●装置については、当該装置を設置している機器室内に、予備装置を配備。
- ・ 現用設備に故障等が発生し切替えが必要となった場合は、●●装置を除き、全装置について自動で実施。
- ・ ●●装置については、監視者により配備している予備装置へ交換。

【ポイント】

- ・ 現用機器に故障等が発生し切替えが必要となった場合における予備機器への切り替え方法。

《記載例2》

(2-1) 故障検出(損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知) イ

- ・ 放送局の送信設備の損壊等を自動検出して、番組送出設備が設置されている演奏所の監視拠点にいる運用者に自動
通報するシステムを設置。
- ・ 通信回線として、常時は携帯電話回線を使用。
- ・ 予備回線として、アナログ電話回線有り。

【ポイント】

- ・ 自動通報先(運用者)の所在。
- ・ 自動通報するための通信回線の種別(無線回線、アナログ電話回線、ISDN回線、携帯電話回線等)。
- ・ 予備回線の有無と通信回線の種別。

《記載例3》

(3-1) 試験機器応急復旧機材の配備 ア

- ・ 試験機器として、●●を保守拠点である●●に配備。

【ポイント】

- ・ 試験機器の配備先の所在。
- ・ 具体的に配備している試験機器。移動式の電源設備の配備先の所在。

《記載例 4》

(3-2) 応急復旧機材の配備 ア

- ・ 移動式の電源設備として、可搬型の発電機（10kVA）を保守拠点である●●に配備。

【ポイント】

- ・ 移動式の電源設備の配備先の所在。
- ・ 電源設備の形態（可搬型の発電機、蓄電池等）とその容量。

《記載例 5》

(4-2) 停電対策（大規模な地震を想定した対策） ア

- ・ 大規模な地震として、平成7年の兵庫県南部地震の最大震度と同程度である震度7を想定。

【ポイント】

- ・ 想定する震度を記載。

《記載例 6》

(6-1) 停電対策（予備電源の確保） ア

- ・ 非常用電源として、ガスタービン発電機（1000kVA）を2台設置。
- ・ また、蓄電池（1000kVA）を2台設置。停電補償時間は、ガスタービン発電機が起動して切り替わるまでの5分間。

【ポイント】

- ・ 電源設備の形態（可搬型の発電機、蓄電池等）とその容量。

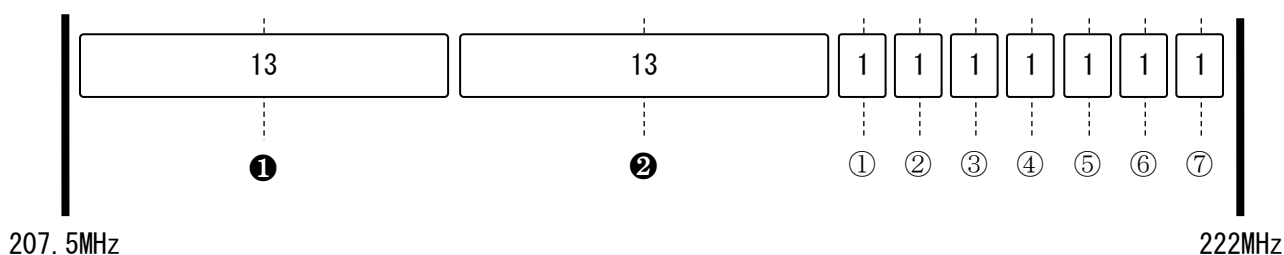
様式3 基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表

送信の標準方式	チェック欄
地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送を行う場合	
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第4章	

○注意事項：

【「希望する周波数」の欄について】

- ・ V-High マルチメディア放送における2つの13セグメント領域及び7つの1セグメント領域における「中央の周波数」（周波数配置）は下図のとおりです。両13セグメント領域及び各1セグメント領域において、周波数の高低に起因する電波の利用に係る技術的な差異はないものとされておりますので、申請書においてどの周波数を使用してもかまわない場合は、「中央の周波数」の記載は、具体的記載例6-3(2)のとおり、すべての周波数を記載するようにしてください。



〈13セグメント領域〉

①210.428MHz ②216MHz

〈1セグメント領域〉

①219MHz ②219.428MHz ③219.857MHz ④220.285MHz
⑤220.714MHz ⑥221.142MHz ⑦221.571MHz

- ・ 希望するセグメント数について、中規模枠又は小規模枠に係る申請を行う場合のみ、「基準セグメント」（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。）による申請を行うことができます。
- ・ 搬送波の変調の方式及び符号化率については、利用可能性のあるものを全て記載してください。

【「放送事項」の欄について】

- ・ 注4(3)（具体的記載例【別表6の3-(3)】のなお書き部分）については、①大規模枠への申請者、又は、②中規模枠への申請者であって、放送番組の検索又は選択に関する情報（電子番組表（EPG）の送信を含む放送を行うことを検討している者のみ記載してください。また、併せて別表第8号様式中の「③ 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信」の資料にも記載ください。（P2-53参照）

【「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の欄について】

- ・ 設備の範囲については、申請枠や契約形態によりハード事業者の保有する申請枠によりその設備が変わる場合がありますので、申請者において、ハード事業者である（（株）ジャパン・モバイルキャスト）と調整を行った上で記載するようにしてください。

Ⅱ 別表第七の三号(第 65 条第 1 項関係)

「移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書」

事 業 計 画 書	
長 辺	(別紙)
	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額
	<input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数
	<input type="checkbox"/> (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項
	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準
	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画
	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項
	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項
	<input type="checkbox"/> (13) 将来の事業予定
<input type="checkbox"/> (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	
短 辺	(日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	(1) (2) (3) (4) (注1) (5) (注1) (6) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (10) (注1)(注2) (11) (注1) (12) (13) (注1) (14) (注1)	(注1) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注2) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注3) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注3) (2) (注3) (3) (注3) (4) (注1)(注3) (5) (注1)(注3) (6) (注3) (7) (注1)(注2)(注3) (8) (注1)(注2)(注3) (9) (注3) (10) (注1)(注2)(注3) (11) (注1) (12) (13) (注1)(注3) (14) (注1)(注3)	
3 認定の更新の申請の場合	(1) (3) (4) (5) (6)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合計		

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務に係る「放送の開始」である。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は 名称	住 所	職 業	議決権の総数に対 する議決権の比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

具体的記載例【別表7の3-(3)】

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対 する議決権の比率	備 考
××株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ××	東京都中央区	銀行業	50.5%	
○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ××	東京都千代田区	広告業	30.4%	
株式会社×○ 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ××	大阪府大阪市	保険業	14.1%	
△△株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ××	愛知県名古屋市	小売業	3.0%	
○×株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ××	神奈川県横浜市	証券業	2.0%	

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名称が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も100分の33.33333を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出

資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

具体的記載例【別表7の3-(4)】

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)	××株式会社	52.5%	株式会社〇〇△	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	〇×株式会社	2.0%		××株式会社が1/2を超える議決権を有するため。
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)	〇〇株式会社	33.4%	該当なし	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	△△株式会社	3.0%		〇〇株式会社が1/2を超える議決権を有するため。

○注意事項：

- ・ 上記書類のみでは基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条の2及び放送法関係審査基準第10条の3(5)に規定する基準に適合する旨を十分に示すことができない場合には、適宜の様式により、追加の書類を添付すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の 議決権の総数に対する 議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

具体的記載例【別表7の3-(5)】

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)	株式会社●●放送	40.0%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	●●企画株式会社	40.0%	申請者は株式会社●●放送に対し40.0%の議決権を有する※※企画株式会社に対し1/2超の議決権を有するため。

○注意事項：

- ・ 上記書類のみでは基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条の2及び放送法関係審査基準第10条の3(5)に規定する基準に適合する旨を十分に示すことができない場合には、適宜の様式により、追加の書類を添付すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

具体的記載例【別表7の3-(6)】

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
まるめ 丸芽 基礎富人	東京都港区	(代)取締役社長(常)	経営全般		
ふりがな ×× ○○	神奈川県横浜市	専務取締役(常)	編成・営業		
ふりがな ×× ○○	千葉県八千代市	取締役		○○(株)取締役	
ふりがな ×× ○○	千葉県野田市	取締役(常)	総務・技術	(株)○○△取締役(常)	
ふりがな ×× ○○	東京都国分寺市	取締役			
ふりがな ×× ○○	東京都杉並区	取締役		(株)●●放送(代)取締役(常)	
ふりがな ×× ○○	東京都板橋区	監査役			

(7) 別紙(7)は、放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

様式適宜

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による移動受信地上基幹放送の業務については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、移動受信地上基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものである。

様式適宜

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア リアルタイム型放送番組表 (注1) (注2) (注3) (注4)

時刻		曜日						
		月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間 分 (伝送容量) 有料放送 (%)						備考		

具体的記載例【別表7の3-(9)】

ア リアルタイム型放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
5	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 海外スポーツ圏	00 海外スポーツ圏
6	00 紀行圏	00 紀行圏	00 紀行圏	00 紀行圏	00 紀行圏		
7	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏
8	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏
9	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏	00 趣味圏
省略							
23	00 音楽チャート圏	00 音楽チャート圏	00 音楽チャート圏	00 音楽チャート圏	00 音楽チャート圏	00 音楽チャート圏	00 音楽チャート圏
24	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏	00 ニュース圏
	30 ドラマ圏	30 ドラマ圏	30 ドラマ圏	30 ドラマ圏	30 ドラマ圏	30 ドラマ圏	30 ドラマ圏
25	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	00 アニメ圏	放送休止 25:00~28:00
26	00 ドラマ圏	00 ドラマ圏	00 ドラマ圏	00 ドラマ圏	00 ドラマ圏	00 ドラマ圏	
27	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	
28	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング	00 ショッピング
計 (伝送容量)	24時間00分 (●GB)	24時間00分 (●GB)	24時間00分 (●GB)	24時間00分 (●GB)	24時間00分 (●GB)	24時間00分 (●GB)	21時間00分 (●GB)
うち 有料放送	●時間●分 (●GB)	●時間●分 (●GB)	●時間●分 (●GB)	●時間●分 (●GB)	19時間00分 (●GB)	20時間00分 (●GB)	18時間00分 (●GB)
合計 (伝送容量)	165時間00分 (●GB) うち有料放送 ●時間00分 (●GB) (●%)				備考	リアルタイム型放送では、基本的に●セグメントを使用する予定。	

イ 蓄積型放送番組表（注1）（注2）（注4）

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
合計 伝送容量 有料放送（ %）			備考

具体的記載例【別表7の3-(9)】

イ 蓄積型放送番組表

	放送される時間帯	委託放送事項	合計伝送容量
月	00:00~24:00	E P G等	● MB
	01:00~05:00	映画 [有]	● MB
	02:00~06:00	通信販売 [有]	● MB
	05:00~05:10	新聞朝刊 [有]	● MB
	08:00~10:00	短編ドラマ [有]	● MB
	09:00~13:00	音楽 [有]	● MB
	12:00~15:00	ミュージッククリップ [有]	● MB
	15:00~15:10	新聞夕刊 [有]	● MB
火	18:00~22:00	クーポン	● MB
	00:00~24:00	E P G等	● MB
	01:00~05:00	映画 [有]	● MB
	02:00~06:00	通信販売 [有]	● MB
	05:00~05:10	新聞朝刊 [有]	● MB
	08:00~10:00	短編ドラマ [有]	● MB
	09:00~13:00	音楽 [有]	● MB
	12:00~15:00	ミュージッククリップ [有]	● MB
土	15:00~15:10	新聞夕刊 [有]	● MB
	18:00~22:00	クーポン	● MB
	00:00~24:00	E P G等	● MB
	01:00~05:00	映画 [有]	● MB
	02:00~06:00	通信販売 [有]	● MB
	05:00~05:10	新聞朝刊 [有]	● MB
	08:00~10:00	短編ドラマ [有]	● MB
	09:00~13:00	音楽 [有]	● MB
日	12:00~15:00	ミュージッククリップ [有]	● MB
	15:00~15:10	新聞夕刊 [有]	● MB
	18:00~22:00	クーポン	● MB
	00:00~24:00	E P G等	● MB
	01:00~05:00	映画 [有]	● MB
	02:00~06:00	通信販売 [有]	● MB
	05:00~05:10	新聞朝刊 [有]	● MB
	08:00~10:00	短編ドラマ [有]	● MB
09:00~13:00	音楽 [有]	● MB	
合計	伝送容量 ● GB うち有料放送 ● GB (●%)		備考
	蓄積型放送では、基本的に●セグメントを使用する予定。		

ウ 全体の放送番組表（注5）

放送番組の形態の別 及び映像、音響又は 信号の別		有料放送又は無料放 送が放送全体に占め る割合（%）		映像、音響又 は信号が放 送全体に占 める割合 （%）	合計 （%）	放送事項
		有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	A	G	A及びGの 和	及びG からI までの 和 A からC まで	
	音響	B	H	B及びHの 和		
	信号	C	I	C及びIの 和		
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの 和	及びJ からL までの 和 D からF まで	
	音響	E	K	E及びKの 和		
	信号	F	L	F及びLの 和		
合計（%）		AからF までの和	GからL までの和		100	

（注1） 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注2） リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

（注3） リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

（注4） 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、アの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、イの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を（ ）で再掲すること。

（注5） 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音

響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

ア 放送番組の形態の別

イ 無料放送又は有料放送の別

具体的記載例【別表7の3-(9)】

ウ 全体の放送番組表

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別		有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合 (%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
		有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	20	10	30	35	総合編成（ニュース、教養、ドラマ、紀行等）
	音響	0	0	0		スポーツ中継
	信号	5	0	5		通信販売
蓄積型放送番組	映像	25	10	35	65	映画
	音響	15	0	15		ミュージッククリップ
	信号	10	5	15		通信販売
合計 (%)		75	25		100	音楽
						新聞
						クーポン

○注意事項：

・ア～ウの表の補足資料として、以下を添付すること。

(1) 青少年保護措置

例えば、「時間帯」の配慮や「事前表示」等の具体的な青少年保護措置について記載すること。様式適宜。

(2) 放送の分野別の伝送容量

放送の分野別（注1）	比率（注2）	備考
映画	%	
スポーツ	%	
音楽	%	
アニメ	%	
ドラマ	%	
ドキュメンタリー	%	
ニュース	%	
娯楽・趣味	%	
ショッピング	%	
教育・資格	%	
合計（上位3分野）	%	
1週間当たりの 総放送伝送容量	100%	

(注1) 「放送の分野別」の欄は、当該チャンネルの特徴がわかるように上位3分野程度を目安に記入すること。

具体的な種別の一例：「映画」、「スポーツ」、「音楽」、「アニメ」、「ドラマ」、「ドキュメンタリー」、「ニュース」、「娯楽・趣味」、「ショッピング」、「教育・資格」

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

エ 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、アからウまでの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

具体的記載例【別表7の3-(9)】

エ 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	1週間の放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
・(株)●●放送	20.6% (20.6%)	有 (別添契約書)
・●●新聞(株)	15.5% (5.1%)	有 (別添契約書)
・(株)●●映像	10.7% (7.5%)	有 (別添契約書)
・(株)●●メディア	5.3% (5.3%)	有 (別添契約書)
合 計	52.1% (38.7%)	

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

(イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

具体的記載例【別表7の3-(10)】

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員①	●●県●市	男	昭和●年●月●日	大学教授	
委員②	東京都●区	女	昭和●年●月●日	評論家	
委員③	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
委員④	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
委員⑤	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
委員総数	5 人				

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

様式適宜

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

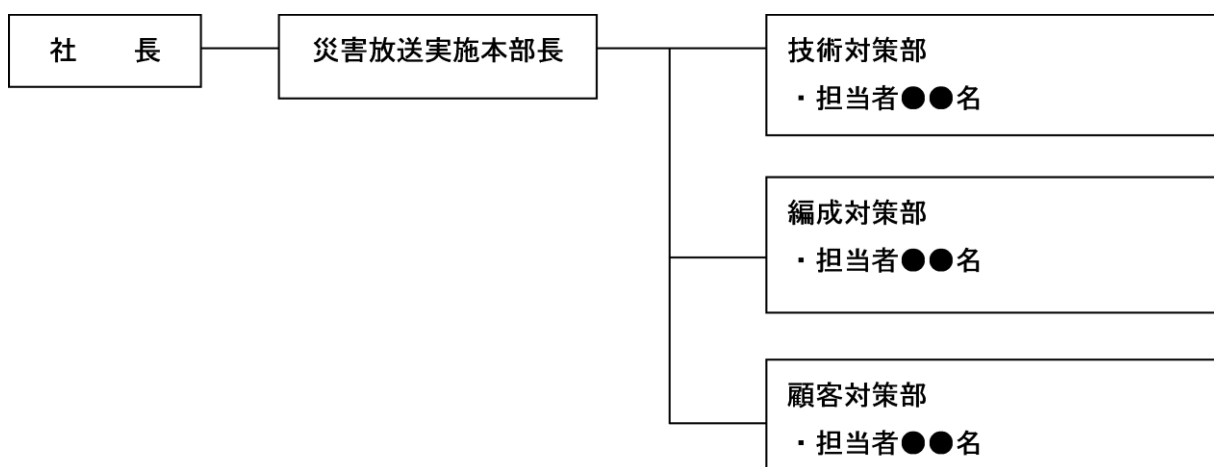
具体的記載例【別表7の3-(12)】

災害放送の実施に関する事項

(1) 災害放送の実施体制

- ・ 社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・ 災害放送実施本部長の下に技術対策部、編成対策部及び顧客対策部を設置する。

【体制図】



(2) 災害放送の実施要領

- ・ 災害放送実施本部長は、災害放送の実施マニュアルに沿って、各対策部を統括し、災害放送を実施する。
- ・ 各対策部は24時間体制（●名交替制）を構築して対応する。

【災害放送の概要】

適用基準：震度5以上、津波警報、その他の甚大な自然災害

送出内容：対象地域（市町村単位）の名称

（例） ○○市 震度5

△△市 震度4

送出時間：災害発生中及び災害発生後5分程度

(3) 災害放送の実施マニュアル

- ・ 別添のとおり

(4) その他

.....
.....
.....

※ 災害放送の実施体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

※ 別紙(13) (将来の事業予定) について

様式適宜

○注意事項：

- ・ 特筆すべき事項があれば記載すること。

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄附金等の出資の種類

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

具体的記載例【別表7の3-(14)】

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要
物品販売事業	スポーツグッズ製作、販売

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A) ×100	備考
●●企画(株)	10 百万円	番組制作	6,000千円	60.0%	
(株)〇〇	1,000 百万円	商社	10,000千円	1.0%	

Ⅲ 別表第八号(第 65 条第 1 項関係)

第 1 見積表

科 目	第 1 年目		第 2 年目		第 3 年目		第 4 年目		第 5 年目	
	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料		-		-		-		-		-
放送番組売上料		-		-		-		-		-
その他		-		-		-		-		-
2 売上原価										
放送費										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他		-		-		-		-		-
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他		-		-		-		-		-
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益		-		-		-		-		-
7 営業外費用		-		-		-		-		-
8 経常利益(5+(6-7))		-		-		-		-		-
備 考										

注 1 見積表上の「第 1 年目」から「第 5 年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から 5 年間分を記載すること(例えば、3 月決算の事業者で、第 1 年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が 10 月であれば、第 1 年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は 6 ヶ月分である。)

注 2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

- 注3 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。
- 注4 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。
- 注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）
- (ア) 放送料金表
 - (イ) 有料放送料金表
 - (ウ) 最近の決算期における計算書類
 - (エ) その他参考となる書類
- 注6 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料金表等参考となる書類を添付すること。

○注意事項：

- ・ 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載してください（例えば、3月決算の事業者で、第1年目の放送事業開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分。）。なお、「事業開始」とは、申請された事業計画に係る「基幹放送の業務の開始」を意味します。
- ・ 複数の1セグメント領域の申請や13セグメント領域と1セグメント領域の両方の申請を行う者が、複数の申請枠において放送される放送番組を一括して販売し、費用・収入とも一体化している場合であっても、本件は、あくまで申請枠ごとの審査を行うものであるため、申請枠に係る費用・収入を対象とします。コンテンツ費用・人件費・広告宣伝費等について、諸事情により分割して算出できない場合は、放送番組の数やセグメント数で分割する等により算出してください。
- ・ 以下の勘定科目の分類に従って、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載してください。

1 売上高（「1-1 放送料」から「1-5 その他」までの合計）	
1-1 放送料	CMその他、広告宣伝等の対価と考えられる収入 等
1-2 有料放送料金	視聴料収、その他、基本料収入等、利用者から得る収入
1-3 放送番組制作料	番組制作を依頼され、番組を制作することによる対価
1-4 放送番組売上料	番組配信、パッケージ販売等による売上（販売見込み数等を記載）
1-5 その他	V-Highマルチメディア放送事業による収入以外の収入 （1-3、1-4以外の収入を記載すること。例えば、主として小売業を営む者が、従たる事業として基幹放送事業を営む場合には、当該小売業に係る収入を記載すること。）

【次ページに続く】

【前ページからの続き】

2	売上原価（「2-1 放送費」から「2-8その他」までの合計）	
	2-1 放送費	番組制作費、番組購入費 等
	2-2 放送委託費	基幹放送局提供事業者（ハード事業者）へ支払う回線使用料 等
	2-3 技術費	放送設備の保守・点検費用 等
	2-6 人件費	役員、社員の給与、賞与 等
	2-7 減価償却費	放送設備、設備等固定資産減価償却費 等
	2-8 その他	V-Highマルチメディア放送事業以外の費用
4	販売費及び一般管理費	
	4-1 販売費	広告宣伝費、販売促進費 等
	4-2 一般管理費	家賃等賃貸料、光熱費、旅費、交通費、雑費 等
	4-3 人件費	役員、社員の給与、賞与 等
	4-4 減価償却費	固定資産減価償却費 等
	4-5 その他	V-Highマルチメディア放送事業以外の費用
6	営業外収益	受取利息、配当金、特別利益 等
7	営業外費用	支払利息、割引料、特別損失 等

- ① 「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄には、1-3、1-4、1-5、2-8、4-5、6 及び 7 は含まないこと。
- ② 「1-4 放送番組売上料」の欄は、いわゆるコンテンツのマルチユースまで含めることとし、V-High マルチメディア放送において放送を実施していない番組に係る収入は、「1-5 その他」の欄に含めること。

・（注5）エの「その他参考となる資料」として、以下を添付してください。

- (1) 第1年目から第5年目までの各年度ごとの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書
- (2) 以下に掲げる事項に関する取組について具体的に有している計画等の書類
（P2-51以降を参照すること）
- ① 個人情報の保護に関する事項 【別表 8-①】
 - ② 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理 .. 【別表 8-②】
 - ③ 放送番組の検索又は選択に関する情報（電子番組表（EPG））の送信
..... 【別表 8-③】
 - ④ 放送の特性を生かしたサービスの推進 【別表 8-④】
 - ⑤ 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保 【別表 8-⑤】
 - ⑥ 国内受信者の利益の確保 【別表 8-⑥】
 - ⑦ 受信設備の普及 【別表 8-⑦】

第2 見積の根拠

ア 収益

区 分	1週間平均の回数	単 価	1週間平均の収入	1年間の収入
	回	千円	千円	千円
(記載例)				
放送料				
Aタイム	30分			
	15分			
Bタイム	30分			
	15分			
Aスポット				
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、適宜の様式により記載すること。

注4 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

○注意事項：

- ・ それぞれの項目について、単価、数量、時間数等による計算式等、算出の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。
- ・ 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。
- ・ 上記様式に沿って記載することが困難な場合は、適宜の様式により記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注) アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利用見込金 額	1週間の利用度		備考
			回数	時間	

注1 他人の利用に供するものについて記載すること。

注2 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

注3 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。

注4 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

○注意事項：

- ・ 放送番組の利用（商業広告の出稿）に関する協定等がある場合は、当該協定に係る契約書の写し等その内容を明らかにする書類を添付すること。
- ・ 上記様式に沿って記載することが困難な場合は、適宜の様式により記載すること。

【参考となる資料】

【別表 8-①】 個人情報の保護に関する事項

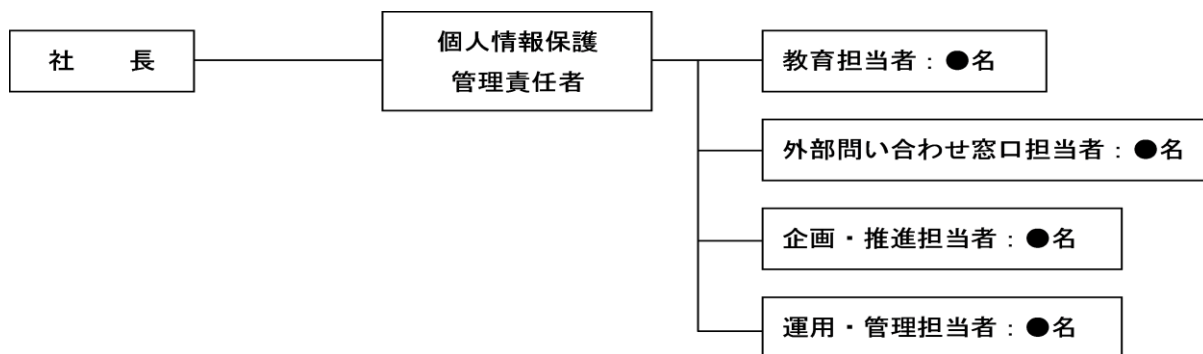
具体的記載例【別表 8-①】

個人情報の保護に関する事項

(1) 個人情報の保護の実施体制

- ・ 社長は、個人情報の保護に関する最終責任を負う。
- ・ 個人情報保護管理責任者の下に、教育担当、外部問い合わせ窓口担当、企画・推進担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 個人情報の保護の実施要領

- ・ 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年総務省告示第 696 号)を遵守するため、個人情報の保護マニュアルに沿って、個人情報の適正な取得及び適正な利用に努める。
- ・ 特に、同指針に定める以下の事項に留意する。
 - ア あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと。
 - イ 契約の締結に伴い、契約書等に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示すること。
 - ウ あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しないこと。
 - エ 当該受信者から個人情報の訂正、利用停止等の求めがあった場合には遅滞なく対応すること。
 - オ 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めること。

(3) 個人情報の保護マニュアル

- ・ 別添のとおり

(4) その他

.....
.....

※ 個人情報の保護体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

【別表 8-②】 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理

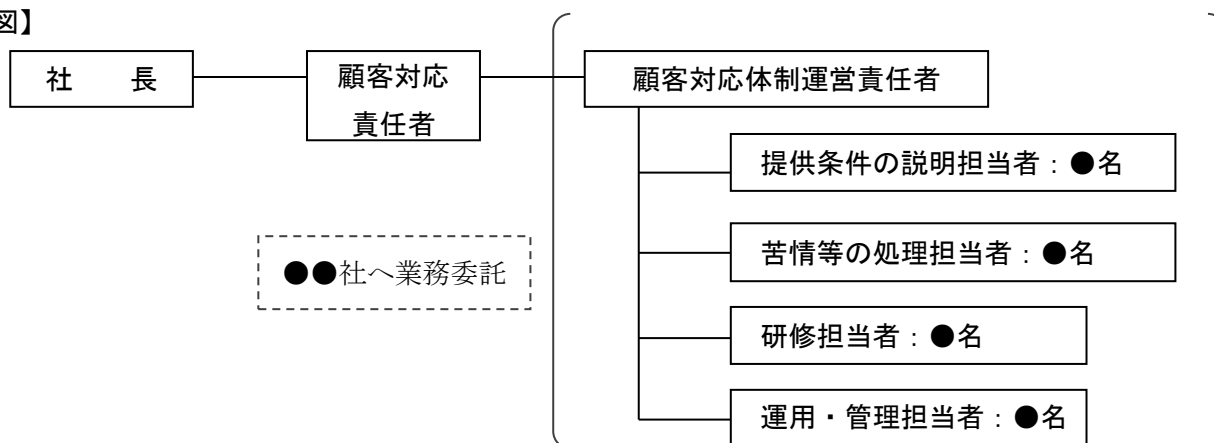
具体的記載例【別表 8-②】

提供条件の説明及び苦情等の処理に関する事項

(1) 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理の対応体制

- ・ 社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・ 顧客対応責任者は、顧客対応体制運営責任者と連絡体制を構築する。また、顧客対応体制運営責任者の下に、提供条件の説明担当、苦情等の処理担当、研修担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理の実施・把握

ア 委託先に対する委託契約内容に基づく定期的な実地検査の実施計画

.....
.....
.....

イ 提供条件の説明及び苦情等の処理の状況を把握するための委託先との情報共有の実施計画

.....
.....
.....

(3) 委託契約内容

- ・ 別添のとおり

(4) その他

.....
.....
.....

※ 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

【別表8—③】 放送番組の検索又は選択に関する情報（電子番組表（EPG））の送信
 具体的記載例【別表8-③】

放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

- (1) 放送番組の検索又は選択に関する情報の対象となる放送番組（対象となる基幹放送事業者）

- (2) 各基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制

- (3) 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法

- (4) 放送番組の検索又は選択に関する情報に係る料金、費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

- (5) その他

※ 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信を行うに当たり、特に重視している取組について記載

○注意事項：

- 本項目は、①大規模枠への申請者、又は、②中規模枠への申請者であって、放送番組の検索又は選択に関する情報（電子番組表（EPG））の送信を含む放送を行うことを検討している者のみ記載してください。また、併せて別表第 6-3 号様式の「放送事項」の欄にも記載ください。（P2-4 参照）

【別表 8—④】 放送の特性を生かしたサービスの推進

様式適宜

○注意事項：

- ① 映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態の多様な組合せの確保のための取組やその組合せに係る創意工夫を生かした取組
 - ② 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る附随サービス等に係る創意工夫を生かした取組
- について、可能な限り具体的に記載してください。

【別表 8—⑤】 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保

様式適宜

○注意事項：

- ・ 放送番組の制作及び調達に係る取引に関する指針の作成や社内研修の充実等の計画又は放送番組制作者等のコンテンツ制作に係るインセンティブや創意工夫の意欲の増進を図るような計画等の保有など、当該取引を円滑に行うための具体的な取組等があれば添付してください。
- ・ その他、放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のための考えや取組について、可能な限り具体的に記載してください。

【別表 8－⑥】 国内受信者の利益の確保

様式適宜

○注意事項:

- ・ 例えば、有料サービスへのリンクの際など、料金が発生する場合において受信者への注意喚起を行うなどの具体的な計画や、受信者にとって利用しやすいサービスの実現が可能となるような課金や認証等のシステムの共通化等の計画等について、根拠を示す等しつつ、可能な限り具体的に記載してください。

【別表 8－⑦】 受信設備の普及

様式適宜

○注意事項:

- ・ 受信設備の普及に関する基本的な考え方や、想定するサービス開始時期の受信設備の開発・製造等の想定スケジュールを記述してください。
- ・ その他、受信設備の普及のための取組の実績及び今後の計画について、根拠を示す等しつつ、可能な限り具体的に記載してください。

IV 別表第九号(第 65 条第 2 項関係)

別表第九号(第 65 条第 2 項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等

注 1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第 111 条第 1 項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

注 2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注 3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

具体的記載例【別表 9】

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

1. 業務を確実に実施することができる体制

業務を確実に実施することができる体制を示す資料として、組織体制図、管理規程類を作成する。

①組織体制図

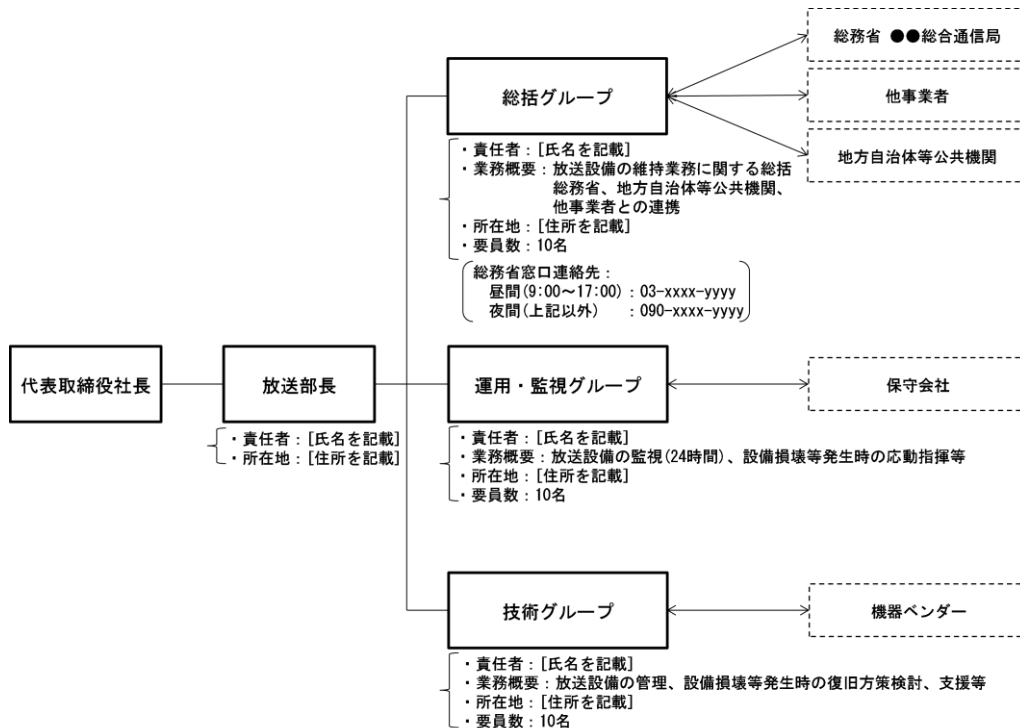


図 1. 組織体制図の記載例

【図1の記載のポイント】

- ・ 平常時の放送設備の的確な運用・保守及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要、及び要員の数を記載すること。
- ・ 「責任者」については、当該実施体制における総括責任者を記載し、その者以外に社内各部署に責任者が置かれる場合は、連絡系統組織図内に適宜記載すること。
- ・ 「連絡系統及び要員」については、他事業者との連絡系統、迅速な故障原因分析のための保守会社及び機器ベンダーとの連絡系統、総務省との連絡系統を記載するとともに、地方自治体等公共機関との連絡体制が整えられている場合はそれらも含め、記載すること。
- ・ 「総務省との連絡系統」については、非常災害等を含む設備故障発生時において、確実に連絡をとることができる連絡先を記載すること。

②管理規程類

業務を確実に遂行するために整備している規程、マニュアル等^{*}について、その名称と概要を記載する。

※. 障害対応に関するもの、非常災害発生等の緊急時における対応に関するもの、放送設備の保守に関するもの、放送設備の的確な維持・管理に資する技術・技能を習得するための訓練に関するもの 等

2. 業務に従事する者の実務経験等

組織体制図における各組織の責任者の実務経験等として、放送設備の運用・保守等の業務に従事する者の氏名、略歴（放送設備の運用・保守の業務及びこれに類する業務等に従事した年数が分かるもの及び無線従事者資格その他の放送の業務を行うために必要な技術的知識、能力の習得に何する学科等の履修歴）、従事した業務概要等を記載する。

組織名称	氏名	略歴	無線従事者資格等	その他特記事項
放送部	総務 太郎	昭和62年4月 入社(〇〇配属) 平成11年4月 〇〇部〇〇GM 平成18年4月 〇〇部〇〇GM 平成23年4月 放送部長 現職に至る。	第一級総合無線通信士 電気通信主任技術者	重大事故報告・年次報告
放送部 総括グループ	安全 一番	平成5年4月 入社(技術開発局配属) 平成17年4月 〇〇部〇〇GM 平成19年4月 〇〇部〇〇GM 平成23年4月 放送部総括GM 現職に至る。	第一級総合無線通信士	
...

表2. 組織責任者の実務経験等

第三編 関係法令集

(平成 23 年 7 月 28 日現在)

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）・・・・・・・・・・ 3-2
第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 5 条
- 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）・・・・・・ 3-4
第 6 1 条、第 6 4 条、第 6 5 条、第 6 7 条、6 9 条、
第 7 0 条、第 7 1 条、第 7 2 条、第 7 3 条
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務
省令第八十二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7
第 4 条の 2、第 8 条
- 基幹放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）・・・・・・ 3-8
- 放送法関係審査基準（平成二十三年総務省訓令第 30 号）・・・・・・ 3-9
第 3 章の 2、別紙 2、別添 1、別添 2
- 平成 23 年 8 月 3 日から同年 9 月 2 日まで申請を受け付ける移動受信用地上基
幹放送（207.5 メガヘルツから 222 メガヘルツまでの周波数を使用して行うも
のに限る。）の業務の認定に係る方針（平成二十三年総務省訓令第 35 号）
・・・・・・・・3-21

○放送法（抄）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

(1) イからハマまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過し

ない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。

一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

3 第一項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

4 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

6 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ご

とに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

- 一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 二 放送対象地域
 - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

（業務の開始及び休止の届出）

第九十五条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 基幹放送の業務を一箇月以上休止するときは、認定基幹放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

○放送法施行規則（抄）

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 地上基幹放送 放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下同じ。）ごと
- 二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、

放送をする一の放送番組) ごと

- 三 移動受信用地上基幹放送 放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。)又は一セグメント形式のOFDMフレーム(デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。)の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数(使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。)ごと

(申請書)

第六十四条 法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条

- 1 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。
- 2 法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用(地上基幹放送の場合に限る。)とする。

(不適法な申請書等)

- 第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。
- 2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

(認定等の拒否の通知)

- 第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもって通知する。
- 2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第七十条

- 3 セグメント連結伝送方式(デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。以下同じ。)による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四

条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定するものとする。

- 一 中央の周波数
- 二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別
- 三 伝送方式
- 四 セグメント数又は基準セグメント数
- 五 搬送波の変調の方式
- 六 誤り訂正内符号の符号化率

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
- 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。
- 三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。
 - イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式
 - ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分の π シフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調
- 四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。
 - イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率
 - ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

(様式等)

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

- 2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。
- 3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

4 前条第三項の規定は、セグメント連結伝送方式による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。

3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（抄）

(移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例)

第四条の二 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。）の合計が十三を超えない場合
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

(支配関係に該当する議決権の占める割合)

第八条 法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三三とする。

- 一 申請者が法第九十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる者である場合であって、その申請に係る地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と、自己に属する他の地上基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しない場合
- 二 衛星基幹放送の業務を行おうとする者又は衛星基幹放送事業者の議決権を有する場合
- 三 移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者又は移動受信用地上基幹放送事業

者の議決権を有する場合

○基幹放送普及基本計画（抄）

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア・イ (略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及

移動受信用地上基幹放送のうち、207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。

なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

(2)～(4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される移動受信用地上基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し移動受信用地上基幹放送を行う機会を開放する。

また、移動受信用地上基幹放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

(4) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避ける。

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1)～(5) (略)

2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び

移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数) の目標

1 (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)～(4) (略)

(5) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用するデジタル放送)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	10程度(注)

(注) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。

○放送法関係審査基準(抄)

第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第10条の2 法第93条第1項による移動受信用地上基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

基幹放送普及計画に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る移動受信用地上基幹放送の業務を確実に実施できること。

(2) 移動受信用地上基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎があること。

移動受信用地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りにについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 移動受信用地上基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(4) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第123条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による移動受信用地上基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあつては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する

議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

（優先順位）

第10条の4 移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第1号から第6号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

（認定の際の指定事項の指定の方法）

第10条の5 指定事項の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに移動受信用地上基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

（放送事項の変更許可の基準）

第10条の6 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第10条の3の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該移動受信用地上基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。

（資料の提出）

第10条の7 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

別紙2（第6条及び第10条の3関係）

第6条(6)又は第10条の3(6)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下別紙2において「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準

拠するものであること。

- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による衛星基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が衛星試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

別添1 対象設備と措置について（第3条(7)ア、第6条(4)ア、第10条の3(4)ア並びに第12条(7)ア(ア)及びイ(ア)関係）

1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

(1) 予備機器等

番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること（規則第104条本文関係）。

なお、これに準ずる措置とは、複数の場所に設置されている機器に対する予備機器又

はその構成部品を、保守拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、ア(ア)から(カ)まで若しくはイの措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること（規則第104条ただし書関係）。

例えば、ア(キ)又は(ク)の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(2) 故障検出

ア 損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知する機能が備えられていること

番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下別添1において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能が備えられていること（規則第105条第1項関係）。

なお、対象とする損壊等には、放送設備の動作不良（ソフトウェアの不具合に起因するもの及びデジタル方式の放送においては誤設定によるものを含む。）、人工衛星の軌道異常等も含まれる。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ やむを得ずアの機能を備えることができない放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知する措置

やむを得ずアの措置を講じることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置が講じられていること（規則第105条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、電気店などに委託して、

エアモニタリングを実施し、損壊等の発生時に運用者に通知する措置

(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

ア 試験機器の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第1項関係）。

なお、これに準ずる措置は、試験機器の配備に当たって、拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 応急復旧機材の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第2項関係）。

なお、これに準ずる措置とは、応急復旧措置を行うために必要な機材を拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(4) 耐震対策

ア 設備据付け及び設備構成部品に関する地震対策

放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第1項関係）。

なお、通常想定される規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、一般的には震度5弱程度である。

放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

イ アに関する大規模地震対策

その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、アの耐震措置は、大規模な地震を考慮した対策が講じられていること（規則第107条第3項関係）。

なお、大規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年兵庫県南部地震のような大規模な地震である。例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

(5) 機能確認

ア 予備機器の機能確認

放送設備の機器の機能を代替することができる(1)に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていること（規則第108条第1項関係）。

なお、定期的とは、予備の機器の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

ただし、人工衛星に設置される放送局の送信設備については、常時は予備機器に電力供給されず、定期的な電源投入による機能確認が不可能であること及び極めて高い信頼性を有する構成部品を使用することから、予備機器への切替え以外の措置（予備の人工衛星に設置される送信設備の無励振状態での機能確認、現用機器の不具合が予見される場合に予備機器の電源を予め投入しての機能確認等）により、可能な範囲での措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

イ 電源供給状況の確認

放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていること（規則第108条第2項関係）。

なお、定期的とは、電源設備の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(6) 停電対策

ア 予備電源の確保

放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第109条第1項関係）。

なお、電力の供給の異常とは、電力の供給の停止又は電圧低下等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めること（規則第109条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(7) 送信空中線に起因する誘導対策

送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていること（規則第110条関係）。

なお、本措置は、送信空中線からの影響が及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて講じるものである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
アの規定を準用することとする。

(8) 防火対策

放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第111条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
アの規定を準用することとする。

(9) 屋外設備

ア 空中線等への環境影響の防止

屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（(10)の建築物を除く。イにおいて「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなっていること（規則第112条第1項関係）。

なお、その他設置場所における外部環境の影響とは、地域により想定される塩害、粉塵、津波等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- (ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

イ 公衆による接触の防止

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されていること（規則第112条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

10) 放送設備を収容する建築物

放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次のアからウまでに適合するものであること。

ア 建築物の強度

当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること(規則第113条第1号関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 屋内設備の動作環境の維持

当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること(規則第113条第2号関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

ウ 立入りへの対策

当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること(規則第113条第3号関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(11) 耐雷対策

放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていること（規則第114条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

なお、本措置は、落雷による放送機器や受電部等の損壊等による放送の業務への影響を軽減するために講じるものである。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(12) 宇宙線対策

人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていること（規則第115条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 人工衛星の放送設備に使用される半導体素子について、材料及び部品レベルで放射線対策が講じられたものを使用する措置

(イ) 宇宙線によるソフトウェア誤動作（データのビット反転によるもの）を抑制するため、エラー検出、エラー訂正等の機能を備える措置

(ウ) 人工衛星の調達仕様書に、宇宙線対策を講じることを記載し、対策を確保する措置

イ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

2・3 (略)

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第6条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) 地上基幹放送局を用いて行う中波放送

(略)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

(略)

(3) 地上基幹放送局を用いて行うコミュニティ放送

(略)

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

(略)

(5) 衛星基幹放送

(略)

(6) 移動受信用地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第4章の規定に適合するものであること。

2 (略)

○総務省訓令第35号

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき、平成23年8月3日から同年9月2日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）の業務の認定に係る方針を次のとおり定める。

平成23年7月28日

総務大臣 片山 善博

平成23年8月3日から同年9月2日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。）の業務の認定に係る方針

(総則)

第1条 平成23年8月3日から同年9月2日まで申請を受け付ける移動受信用地上基幹放送（207.5メガヘルツから222メガヘルツまでの周波数を使用して行うものに限る。以下同じ。）の業務の認定を行うに当たっては、放送法（昭和25年法律第132号）、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号）、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号）、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）及び放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号。以下「審査基準」という。）の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

(認定する移動受信用地上基幹放送の業務)

第2条 認定する移動受信用地上基幹放送の業務は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第4章第1節に定めるセグメント連結伝送方式によるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務とする。

2 認定する移動受信用地上基幹放送の業務に係る周波数については、13セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第28条第1項に規定する13セグメント形式

の OFDM フレームをいう。以下同じ。) を 2 及び 1 セグメント形式の OFDM フレーム (同令第 11 条第 1 項に規定する 1 セグメント形式の OFDM フレームをいう。以下同じ。) を 7 とする。

- 3 移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、次の表の区分に従い、申請するものとする。

	セグメント領域	セグメント数	認定数
①	13セグメント形式の OFDM フレーム	13	1
② 注 1	13セグメント形式の OFDM フレーム	7、8、 又は 9 又は 10	1
③ 注 1、注 2	13セグメント形式の OFDM フレーム	1、2 又は 3	1 以上 6 以下
④	1セグメント形式の OFDM フレーム	1	7

注 1 ②及び③に係る申請者は、基準セグメント数 (施行規則第 61 条第 3 号に規定する基準セグメント数をいう。) を申請することを妨げない。

注 2 13 セグメントから、②に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受ける者が使用するセグメント数を除いたセグメント数を上限とする。なお、当該セグメント数は 6 を上限とする。

(認定の基準)

第 3 条 移動受信用地上基幹放送の業務の認定については、審査基準第 10 条の 3 の規定によるほか、次の事項について審査することとする。

(1) 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

第 2 条第 3 項の表中①に係る申請者が、自己又は他の移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載しており、かつ、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。

ア 当該情報の送信のため 1 セグメントを確保していること。

イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

ウ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(2) 認定の申請

申請者が、第 2 条第 3 項の表中①から③までに係る移動受信用地上基幹放送の業務に

ついて、複数の認定の申請を行っていないこと。

(比較審査基準)

第4条 移動受信用地上基幹放送の業務に関し、審査基準第10条の3及び前条の規定に適合する申請者に指定することのできる周波数が不足する場合には、特別の事情がある場合を除き、審査基準第10条の4の規定にかかわらず、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の適正性及び確実性

次に掲げる事項その他事業計画の適正性及び確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 放送番組の多様性

新たな放送番組の分野の確保、放送番組の特定分野への偏り等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(3) 放送の特性を生かしたサービスの推進

次に掲げる取組等、移動受信用地上基幹放送の、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組を行うものであること。

ア 映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態の多様な組み合わせの確保のための取組やその組み合わせに係る創意工夫を生かした取組

イ 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る附随サービス等に係る創意工夫を生かした取組

(4) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(5) 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保

放送番組の制作及び調達に係る取引に関する指針の作成や当該取引を円滑に行うための取組等、放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(6) 国内受信者の利益の確保

国内受信者の意図に反した有料サービスへの誘導を防止するための措置等の具体的な計画を有していること、全ての移動受信用地上基幹放送事業者が共通して利用できるシステムの構築等の具体的な計画を有していること等、国内受信者の利益の確保の

ためのより充実した取組を行うものであること。

(7) 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

第2条第3項の表中②に係る申請者が、自己又は他の移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。

ア 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

ウ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(8) 受信設備の普及に関する事項

移動受信用地上基幹放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること。

2 前項に掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 前項(2)及び(3)アの規定は、第2条第3項の表中④に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請に関し比較審査を行う場合には適用しないこととする。

(2) 前項(7)の規定は、第2条第3項の表中①、③及び④に係る移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請に関し比較審査を行う場合には適用しないこととする。

認定申請に係るQ&A

1 総論

問1-1 複数の申請を行うことは可能でしょうか。

(答) 13 セグメント領域内については複数申請はできません(例えば大規模枠と小規模枠等)。ただし、1 セグメント領域の組み合わせ又は1 セグメント領域と13 セグメント領域の組み合わせであれば、複数申請は可能です。その際、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(上限13 セグメントを規定)に抵触しないようご注意ください。

問1-2 13 セグメント領域の小規模枠は何セグメント数程度確保されるのでしょうか。

(答) 13 セグメントから中規模枠(7,8,9 又は10 セグメント)を除いたセグメント数となるため、最大6 セグメントを上限として確保されます。

例えば、中規模枠が7 セグメントであれば小規模枠は6 セグメント、8 セグメントであれば5 セグメント、9 セグメントであれば4 セグメント、10 セグメントであれば3 セグメントが上限となり、その範囲内で小規模枠の1,2 又は3 セグメントの申請者が参入できることとなります。

なお、仮に中規模枠の参入者がなかった場合でも、小規模枠の上限は6 セグメントとなります。

問1-3 業務開始予定期日は、いつ頃に設定すればよいのでしょうか。

(答) 業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業(放送設備の整備、受信機の動作検証など)に要する期間は事業計画の内容によって異なると考えられるため、申請者において基幹放送局提供事業者(ハード事業者)である(株)ジャパン・モバイルキャスティング等と十分に調整を行った上で設定するようにしてください。

問1-4 各審査基準の体制に係る整備について、自社において当該体制を整備する場合と、設備等を運用している会社に委託して当該体制の整備を行う場合との間で、評価に違いはありますか。

(答) 各審査基準に係る体制の整備については、自社において体制を整備するか、他者

に委託して体制を整備するかに関わらず、当該審査基準に係る体制が適切に構築されているか等を審査するものです。

ただし、他者へ委託する場合は、委託先が申請者の下で適切に管理されていることを証明する必要がありますので、ご注意ください。

2 比較審査基準

問2-1 「事業計画の適正性及び確実性」はどのような点を審査するのでしょうか。

(答) 例えば、資金調達計画や収支計画、番組調達計画の作成に当たって、より確からしい根拠となる文書等に基づき、適正に又は確実に算出されているか等を審査すること等を想定しております。

問2-2 「放送番組の多様性」について、再放送が少ないことは評価の対象となるのでしょうか。

(答) 再放送の多寡については、今回の審査においては特段考慮しません。

問2-3 「放送の特性を生かしたサービスの推進」について、通信サービスとの連携やいわゆる通信補完サービスを行っていれば高い評価となるのでしょうか。

(答) 通信サービスとの連携等を行うことについては、当該サービスが具体的にどのような料金体系や提供方法を計画しているかの資料に基づき、それが他の申請者と比べて、「創意工夫を生かした取組を行っている」と認められれば評価すると想定されます。

問2-4 「青少年の保護」において、どのような青少年保護措置を講ずればよいのでしょうか。

(答) 例えば、年齢確認や警告の表示、(リアルタイム型放送番組の場合は)放送時間帯の配慮等の措置を講ずること等が想定されます。

問2-5 「放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保」はどのような取組を行えばよいのでしょうか。

(答) 例えば、放送事業者と放送番組制作者の取引に関するガイドラインの作成や、社内研修等の充実等、また、放送番組制作者等のコンテンツ制作に係るインセンティブや創意工夫の意欲の増進を図るような計画の保有等が想定されます。

問2-6 「国内受信者の利益の確保」はどのような措置を講ずればよいのでしょうか。

(答) 例えば、有料サービスへのリンクの際など、追加的な料金が発生する場合における受信者への注意喚起を行っていることや、受信者にとって利用しやすいサービスの実現が可能となるような課金や認証のシステム等の共通化の計画等があること等が想定されます。

問2-7 電子番組表(EPG)業務を行う場合に限って当該業務に公平性を確保することを比較審査基準として求めています。が、「EPGを行わない者」と「EPGを行うが

他の基幹放送事業者との公平性を確保しない者」とではどちらが優位になりますか。

(答) 本項目では、「①EPG 業務を行う者」であって「②EPG 業務において他の基幹放送事業者の公平性を確保している者」であることの、2つの要件を満たしている場合のみ優位となるため、この場合では、同等に取り扱われるものと考えられます。

問2-8 「受信設備の普及に関する事項」はどのような取組を行えばよいのでしょうか。

(答) 例えば、受信設備の製造業者等に対する協力や、新たな放送サービスに関する宣伝・周知活動などの取組等が想定されます。

3 その他

問3 V-High マルチメディア放送は「放送」サービスですが、どのようなサービスが「放送」で、どのようなサービスが「通信」かについては、何か基準がありますか。

(答) 「放送」とは、①公衆によって ②直接受信されることを目的とする ③電気通信の送信 をいいます(放送法第2条第1号)。V-High マルチメディア放送は法律上「放送」サービスとして位置づけられるため、「放送」サービスについてのみ申請を行って頂く必要がありますが、特に、①について注意が必要と考えられます。

①の「公衆」とは「限定されない不特定多数の者」を指し、「不特定多数」であるかどうかの判断基準は、以下を総合的に判断することとされています。

(1) 送信者と受信者の間の紐帯関係の強さの程度

(2) 通信の事項(送信する内容が紐帯関係の強さを前提としているか)

(その他の間接的な基準として、情報伝達方式の秘匿性、受信機の管理、広告の有無)

※【参考】通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドラインより。

これらを踏まえ、送信者の主観的な意図及び客観的に見て明らかに、送信者と受信者の紐帯性を前提として、特定の者に受信させることを目的としている、以下のようなサービスは「通信」であると考えられます。

(例) 以下の例①～④であって、他の者が視聴できないように情報伝達方式の秘匿性の確保措置が講じられているもの

例① 特定の会の会員(※1)のみに向けて、会員向け連絡事項等(※2)を送信するサービス

※1 会員資格取得の機会が極端に限定されている、極端に少人数である等会員に

なることが困難又は一般的でないもの

※2 当該会員以外が視聴しても意味がない又は意味が通じない情報

例② 雇用契約を有する従業員等(※1)のみに向けて、当該契約を前提とする
営業情報等(※2)を送信するサービス

※1 当該契約締結の機会が極端に限定されている、極端に少人数である等契約締
結が困難又は一般的でないもの

※2 当該従業員等以外が受信・視聴しても意味がない又は意味が通じない情報

例③ 放送対象地域内の極端に限られた特定の地域にいる者(※1)のみに向
けて、当該地域にいることを前提とする情報(※2)を送信するサービス

※1 特定の時間に当該地域にいることが困難又は一般的でないもの

※2 当該受信者以外が受信・視聴しても意味がない又は意味が通じない情報や、
当該受信者以外が受信すると無用の混乱を招く情報

例④ 特定の端末(※1)の保有者のみに向けて、当該端末の保有者に係る情
報(※2)を送信するサービス

※1 市場に出回っている台数が極端に少ない、入手機会が極端に限定されている等
端末の入手が困難又は一般的でないもの

※2 当該受信者以外が受信・視聴しても意味がない又は意味が通じない情報

ただし、以上の場合であっても、個別具体的なサービスの内容・事例を見ないと
判断が難しいものであることを申し添えます。

なお、送信者の主観的な意図及び客観的に見て明らかに不特定多数に送信し
た情報を送信する情報・コンテンツのうち、受信設備によって受信・表示する情報・
コンテンツを変えるサービスは、「放送」サービスと考えられます。(例えば、地上デ
ジタルテレビジョン放送においては、送信される13セグメントのうち、テレビ受信機
は12セグメント部分を、ワンセグ対応携帯電話等では1セグ部分を受信・表示して
います。)

【参考】

- 通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン（平成13年12月26日報道発表）

1 目的

本ガイドラインは、通信・放送の中間領域的な新たなサービスについて、具体的かつ明確な基準を設定することにより、通信と放送の区分を明らかにし、もって、通信衛星による事業の促進に資することを目的とする。

2 経緯

- (1) 平成9年当時、予備校が各教室に対して行う通信衛星による授業の配信は、通信サービスとして行われていたが、他方、予備校による受験生宅への通信衛星を使った授業配信等、通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスについては、通信又は放送のいずれとして考えるかが不明確であった。

このことから、「21世紀を切りひらく緊急経済対策」（平成9年11月18日経済対策閣僚会議決定）において、このような中間領域的な新たなサービスについて、具体的かつ明確な基準を設定することとされた。

このため、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」が平成9年12月18日に策定された。

- (2) また、平成13年には、特定会員限定の情報配信サービスに関する取扱いを明確化する要望があったことを背景として、「改革工程表」（平成13年9月21日経済財政諮問会議了承）において、通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、上述のガイドラインの見直しを行うこととされた。

このため、今回、本ガイドラインを見直し、類型の追加等を行うものである。

3 考え方

- (1) 従来より、放送は、有限稀少な資源である電波を利用していること、また、社会的影響力が大きいことから、通信とは区別して規律されている。

放送法において、放送とは、電気通信のうち、公衆が直接受信することを目的として送信される行為とされている。この場合において、通信と放送を区分する基準、すなわち、通信から放送を切り分ける基準については、公衆

に直接受信させることを送信者が意図していることが、送信者の主観だけでなく客観的にも認められるかどうかを判断することにある。

これまで、この点については、相手方が「公衆」すなわち「不特定多数」であるかどうかを重要であり、以下の5つの要素を総合的に判断することとしてきた。

- ① 送信者と受信者との間の紐帯関係の強さの程度、受信者における属性の強さの程度
- ② 通信の事項(通信の事項が送信者と受信者の紐帯関係や受信者の属性を前提としているかどうか)
- ③ 情報伝達方式の秘匿性
- ④ 受信機の管理
- ⑤ 広告の有無

これらの要素の中で、③から⑤は送信者の意図を推定する際の間接的な判断基準であって、直接的な判断基準は①及び②であり、例えば、委託放送事業者による有料放送についてみれば、料金を払えば、つまり、受信者が任意に受信の意思表示をすれば、放送事業者側は原則的には拒否することができず契約が成立するという意味で、受信者の特定性はなく、放送として整理されるものである。

- (2) 本ガイドラインでは、以上の基本的考え方に基づきつつ、通信衛星を利用して各家庭に配信する、通信・放送の中間領域的な新たなサービスの出現に対応して、放送とは異なるものの範囲を具体的かつ明確にすることにより、通信から区別される放送の範囲を明らかにしようとするものである。

4 類型

以下に例示的に掲げる類型については、特定の者のみに受信させることを目的として送信しようとする送信者の意図が、送信者の主観だけでなく客観的にも認められる行為であり、したがって、通信として放送とは区別される。

- 医師会や弁護士会がその会員に対して行う会報等関連情報の配信
法令に基づく資格を必要とする者が加入する組織が、その会員に対し、医療又は法律等、当該団体の関連情報を送信するもの（その会員でなければ視聴できないよう情報伝達方式の秘匿性の確保のための措置を講じた場合には、上記関連情報のほか、広告をあわせて送信するものを含む。）
- 販売員宅への営業情報等の配信
法人と雇用契約等を締結している従業員等宅に、当該法人が、営業情報

等法人業務の運営に必要な情報を送信するもの

- 予備校が、その予備校生に対して行う授業映像等の配信
予備校等への入学手続きを経て登録された予備校生等に対して、予備校が実施する授業の映像等を送信するもの

- 百貨店が、そのカード会員に対して行う会報等会員情報の配信
百貨店等の小売会社が、その発行するカード会員に対し、その会員でなければ視聴できないよう情報伝達方式の秘匿性の確保のための措置を講じた上で、当該小売会社の発行するカードに関する会報等の会員情報を送信するもの

- レンタルビデオショップが、そのレンタルビデオ会員に対して行う会報等会員情報の配信
レンタルビデオショップ等のレンタル会社が、そのレンタル会員に対して、その会員でなければ視聴できないよう情報伝達方式の秘匿性の確保のための措置を講じた上で、当該レンタルに係る商品リスト・会報等の会員情報を送信するもの

- クレジットカード会社が、そのカード会員に対して行う会報等会員情報の配信
クレジットカード会社が、そのカード会員に対し、その会員でなければ視聴できないよう情報伝達方式の秘匿性の確保のための措置を講じた上で、当該クレジットカードに関する会報等の会員情報を送信するもの

(注) 上記類型のうち、情報伝達方式の秘匿性の確保のための措置を講じることを前提としている類型について、当該措置が講じられていない場合には、放送として取り扱うこととなる。

5 その他

(1) 通信・放送の複合割引サービスについて

ある者が通信サービスと放送サービスの両方を提供している場合において、その両サービスを利用している顧客に対し複合割引サービスを行うことについては、電気通信事業法、放送法、有線テレビジョン放送法又は電気通信役務利用放送法において可能である。

(2) インターネットによる映像配信サービスについて

インターネットによる映像配信サービスに関しては、電気通信役務利用放送法の関係省令により制度の適用関係について定めるところである。

(3) 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインで掲げた類型は、現状での具体的な事業計画、要望、技術動向等を踏まえたものであるが、地上デジタル放送やインターネット等についての技術の進展等に応じ、今後新たな状況が生じた場合には、これを見直し、類型の追加等を行うものとする。

本マニュアルはインターネットにも掲載しています。

【総務省の情報通信政策に関するポータルサイト】内
マニュアルハンドブック支援メニュー

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

V-Highマルチメディア放送を行う
移動受信用地上基幹放送の
業務申請マニュアル

平成23年 7月 28日

編集・発行
総務省 情報流通行政局 地上放送課

〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5776 FAX 03-5253-5779